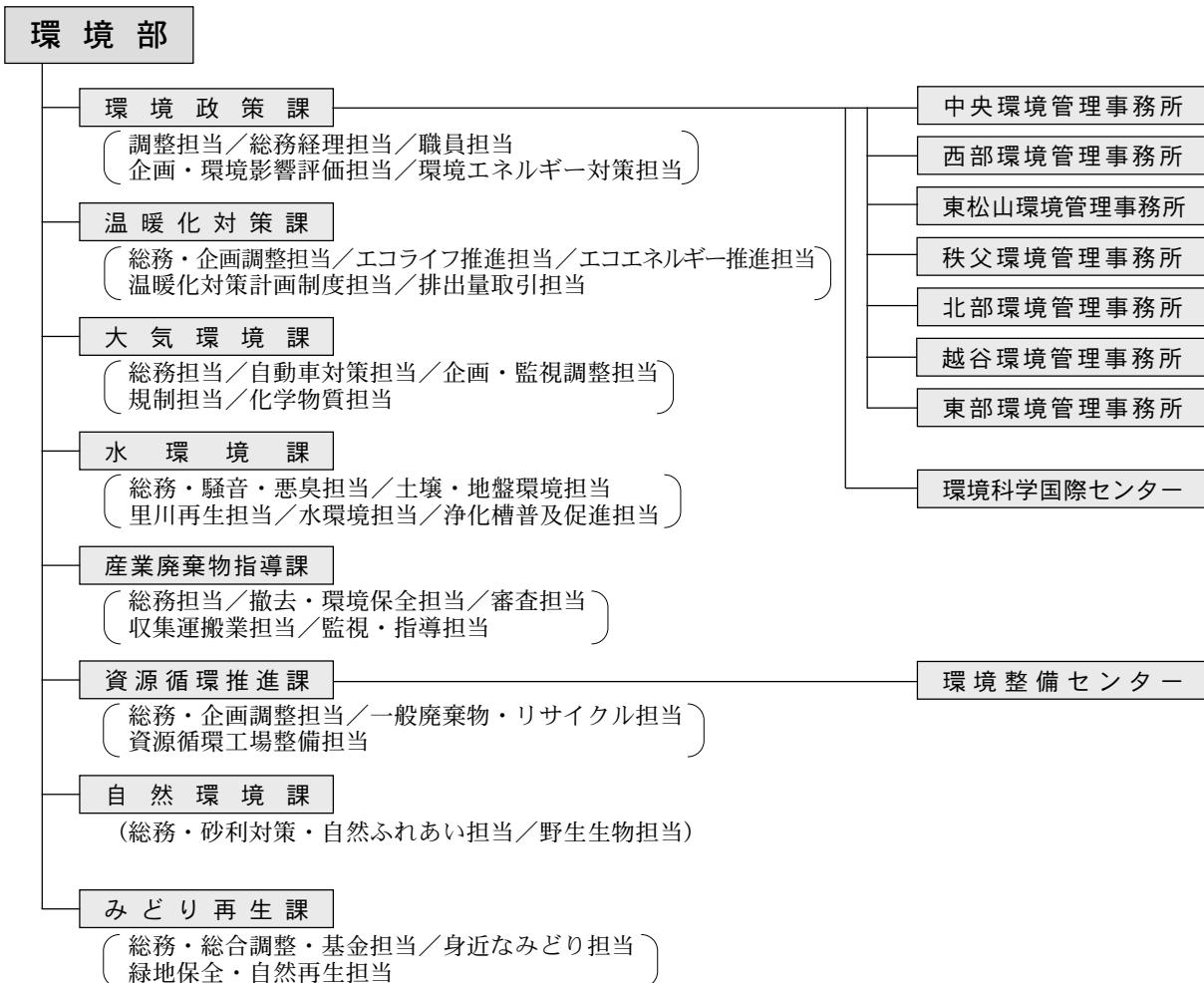


1

環境行政全般

(1) 環境保全・創出の推進体制

1 環境部の組織 (H23. 4. 1)



2 附属機関（審議会等）

(ア) 環境審議会

環境審議会は、環境の保全に関する基本的事項を調査審議するため、環境基本法第43条、自然環境保全法第51条及び執行機関の附属機関に関する条例に基づき設置されています。

環境審議会委員 (任期:H22. 8. 1～H24. 7. 31)

(H23. 9. 1現在)

氏名	所属・職名	氏名	所属・職名
浅見真理	国立保健医療科学院生活環境研究部上席主任研究官	大塚宏	埼玉県農業協同組合中央会専務理事
井上雄三	社団環境研究協会環境研究総合推進費プログラムオフィサー	田島隆	(社)埼玉県獵友会副会長
大塚一夫	(財)中央温泉研究所第3部長	村上明夫	埼玉環境保護団体協議会代表
金子弥生	東京農工大学准教授	山口歌子	埼玉県商工会議所女性会連合会副会長
○窪田陽一	埼玉大学大学院教授	竹並万吉	埼玉県議会議員
高松佳子	弁護士	岩崎宏	埼玉県議会議員
並木美穂子	埼玉県女性薬剤師会副会長	鈴木弘	埼玉県議会議員
○横山裕道	淑徳大学客員教授	田島公子	越生町長
伊藤恭一	埼玉県生活協同組合連合会会长理事	新木壽三雄	公募委員
池田敦子	(財)埼玉県生態系保護協会越谷支部長	飯島希	公募委員

○ 会長 ○ 副会長

(イ) 公害審査会

公害審査会は、公害に係る民事上の紛争について、あっせん・調停・仲裁の手続きにより迅速かつ適正な解決を図るため、公害紛争処理法第13条に基づき設置されています。

公害審査会委員（任期：H21.12.22～H24.12.21）

（H23.9.1現在）

氏名	所属・職名	氏名	所属・職名
◎ 坂下裕一	弁護士	工藤信之	東京農工大学大学院技術経営研究科客員教授
○ 新井幸好	弁護士	塩田正純	元工学院大学工学部教授
片山葉子	東京農工大学大学院共生科学技術研究院教授	長谷川紀子	東京工業大学マネジメントセンター総合安全管理センター准教授
苅田香苗	杏林大学医学部准教授	保倉明子	東京電機大学工学部准教授
川井理砂子	弁護士	山口宏樹	埼玉大学工学部長

◎ 会長 ○ 会長代理

(ウ) 環境影響評価技術審議会委員

環境影響評価技術審議会は、環境影響評価に関する技術上の重要事項を調査審議するため、執行機関の附機関に関する条例に基づき、昭和55年12月に設置されました。

環境影響評価技術審議会委員（任期：H22.4.1～H24.3.31）

（H23.9.1現在）

氏名	所属・職名	氏名	所属・職名
荒井歩	東京農業大学准教授	外岡豊	埼玉大学教授
上野佳奈子	明治大学准教授	富岡典子	(独)国立環境研究所主任研究員
小口千明	埼玉大学准教授	星野義延	東京農工大学准教授
小泉玲子	昭和女子大学准教授	松本泰尚	埼玉大学大学院准教授
小林哲也	埼玉大学大学院教授	宗方淳	千葉大学大学院准教授
小松登志子	埼玉大学大学院教授	◎ 山崎恆樹	日本大学教授
佐々木裕子	明治薬科大学客員研究員	横内陽子	(独)国立環境研究所動態化学研究室長
佐藤幸世	(財)日本環境衛生センター次長	○ 米林仲	立正大学学部長
鈴木穣	(独)土木研究所 研究グループ長	渡辺愛子	日本女子大学研究員

◎ 会長 ○ 副会長

※ 環境管理事務所について

地域における環境保全対策は、地域の自然特性、環境の状況、社会経済の動向、地域住民の要求等に対応して総合的に講じる必要があります。埼玉県では、地域の環境問題を総合的に把握し、きめ細かい環境行政を推進するため、県内7か所に環境管理事務所を設置しています。

大気・水質関係

(工場・事業場への立入検査)

大気汚染や水質汚濁を防止するため、工場又は事業場に焼却炉など一定の施設を設置する場合の事前届出を審査しています。

設置した施設については、定期的に排出ガスや排出水を測定し、排出基準の適合を確認しています。また、施設の設置者が自ら排出ガスや排出水を測定した結果を確認しています。

測定結果が排出基準を超えた場合には、勧告や改善命令などの措置を行っています。

(浄化槽関係)

住宅その他建築物に浄化槽を設置する場合、事前に届出をさせ、審査しています。

また、浄化槽相談員を置き、浄化槽の適正な維持管理を指導しています。

(異常水質事故)

河川における油の流出、魚類の浮上・へい死などが発生した場合、河川管理者などと連携して発生源の特定や被害の拡散防止など応急措置を行っています。

(土壤・地下水関係)

工場又は事業場の施設を廃止した場合や大規模な土地改変を行う場合に、土地の管理者等に土壤汚染状況を確認させ、汚染されていた場合には土壤の浄化を指導しています。土壤の汚染があった場合、地下水への影響を確認し、地下水汚染があったときはその浄化措置を指導しています。

また、地盤沈下を防止するため、地下水の採取に関する規制を行っています。

(化学物質関係)

化学物質による人や環境への影響を軽減させるため、化学物質管理促進法や県生活環境保全条例に基づき、事業者から排出量や移動量、取扱量について届出を受けています。また化学物質を適正管理するための手順書や環境負荷低減主任者の届出等を受理するほか、県条例に基づき事業所への立入検査を実施しています。

また、フロン回収破壊法に基づくフロン類回収業等の登録や登録事業者への立入検査を実施しています。

自動車対策関係

ディーゼル車の運行規制や低公害車の導入等による排出ガス対策、低燃費車の導入やエコドライブ等によるCO₂削減対策を推進するため、運行車両の検査や事業場の立入検査等を行うほか、事業者が提出する自動車使用管理計画、自動車地球温暖化対策計画の受理等を行っています。

廃棄物・残土関係

一般廃棄物については、市町村等の処理施設などに立入検査を行っています。また、産業廃棄物については、産業廃棄物処理施設や特定有害産業廃棄物排出事業所に対して重点的に立入検査を実施しています。さらに、悪質な不法投棄、不適正な処理が後を絶たないため、監視パトロールを強化しています。

また、無秩序な土砂のたい積防止を目的として土砂の排出及びたい積の規制業務を行っています。

温暖化対策関係

家電製品等の省エネルギー情報提供の義務付け等による地球温暖化対策を推進するため、店舗への立入検査を行うほか、事業者が提出する省エネルギー性能説明推進者の届出の受理などを行っています。

自然保護関係

狩猟免許試験と免許の更新、県内狩猟者の登録、傷病野生鳥獣の保護、緑化の推進などの事務を行っています。

中央、西部、東松山、秩父、北部の各環境管理事務所では、県立自然公園内における建築物の新築等の許可と届出の受理などを行っています。

さらに、秩父環境管理事務所では、秩父多摩甲斐国立公園と県立自然公園の施設の設置、補修工事等を行っています。

砂利関係

西部、東松山、秩父、北部、東部の各環境管理事務所管内で砂利、岩石、土の採取が行われており、事業者の登録、採取計画の認可のための指導等を行っています。

また、随時、各事業所等への立入検査を実施して、岩石等の崩落などによる災害の未然防止や無認可、不法採取の監視に努めています。

3 環境保全に関する主な条例、計画等の概要

環境保全に関する主な条例

◆埼玉県環境基本条例

本県における環境の保全及び創造に関する取組の基本的な方向と枠組みを示すものとして、平成7年4月から施行されました。環境への負荷の少ない持続的に発展できる社会の構築等を基本理念に、行政、事業者、県民の責務などについて定めています。

◆埼玉県生活環境保全条例

大気汚染や水質汚濁など工場等を排出源とする産業型公害の規制措置のほか、自動車交通公害などの都市・生活型公害対策や増大する廃棄物の処理対策、化学物質の適正管理対策に関する必要な事項を定めています。平成13年7月に従来の公害防止条例（昭和37年6月制定）を全部改正し、平成14年4月から施行されました。

◆埼玉県環境影響評価条例

環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業の実施に際し、あらかじめその事業の実施による影響について調査・予測を行い、環境保全のための措置を検討する手続きを定めています。平成7年12月から施行されました。

◆埼玉県戦略的環境影響評価実施要綱

事業の計画案段階で、環境面の影響を社会経済面の推計と連携させながら調査・予測することによって環境保全のあり方を検討する制度として、平成14年4月から施行されました。

◆埼玉県地球温暖化対策推進条例

県、事業者、県民、環境保全活動団体等の責務を規定し、県民総ぐるみでの取組により、地球温暖化対策

を推進するための幅広い対策を定めています。具体的な温室効果ガス削減のための制度を盛り込み「ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050（埼玉県地球温暖化対策実行計画）」の実効性を高めています。

◆埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例

土砂の排出、たい積等に関し必要な規制を行うことにより、無秩序な土砂のたい積を防止し、県民の生活の安全の確保及び生活環境の保全に寄与することを目的として平成15年2月に施行されました。土砂の排出やたい積を行うに際しての必要な手続きを定めています。

◆埼玉県ごみの散乱防止に関する条例

県土の環境美化を推進し、快適な生活環境の確保を図るために、ごみの散乱防止に関し必要な事項を定めています。平成13年4月から施行されました。

◆ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例

緑の保全と創出を一層推進するため、市民団体等との協働による緑地の保全や、敷地面積3,000m²以上の建築行為に際して緑化計画書の届出を行うことを定めています。平成17年3月にふるさと埼玉の緑を守る条例（昭和54年3月制定）を一部改正し、平成17年10月から施行されました。

◆埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例

希少な野生動植物を絶滅から守り、県民共通の財産として次代に継承するため、希少野生動植物の種の保護に必要な事項を定めています。平成12年12月から全部施行されました。

環境保全に関する主な計画

●埼玉県環境基本計画

「環境基本条例」の基本理念の実現を図るための総合的な計画で、3つの長期的な目標と17の施策展開の方向を示すとともに、重要取組施策については、具体的な目標を設定しています。

●埼玉地域公害防止計画

現に公害が著しいか、又は、人口及び産業の急速な集中により公害が著しくなるおそれがある地域を対象として、総合的な公害防止策を講じ、地域住民の健康を保護し、生活環境を保全しようとするものです。(昭和47年度以降8回策定)

●埼玉県環境配慮方針

「環境基本計画」に基づき、県が実施する公共事業や事務事業（オフィスづくり）において、環境へ配慮すべき事項を定めました。オフィスづくり部門では、平成13年3月新たに「埼玉県地球温暖化対策実行計画」を策定し、温室効果ガスの排出削減目標を定めました。公共事業については、平成14年3月に改訂しました。

●ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050（埼玉県地球温暖化対策実行計画）

地球温暖化対策の視点から2050年の本県のあるべき姿を描き、その達成に向けた中期目標とその実現のための施策を示しています。計画の最終年度の2020年における本県の温室効果ガス排出量を2005年比で25%削減するという目標を定めています。

●埼玉県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画

「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質

の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（自動車NOx・PM法）の規定に基づき平成15年7月に策定しました。22年度までに二酸化窒素と浮遊粒子状物質の環境基準を達成することとしています。

●化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量による総量削減計画

国が策定した「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量による総量削減基本方針」を受けて、東京湾に流入する汚濁負荷量の総量を削減する目的で、平成19年6月に策定しました。（第6次総量削減計画）

●埼玉県廃棄物処理基本計画

県内で発生する廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用、適正処理を推進し、廃棄物を取り巻く諸情勢の変化や新たな課題への対応を図るために具体的な施策を取りまとめたものです。第6次計画を平成18年3月に策定しました。

●彩の国豊かな自然環境づくり計画

本県の自然環境を保全・創造するための基本的な考え方を示したもので、「自然ネットワークの形成」「生物多様性の確保」「自然と人とのふれあいの推進」の3つの方針を示しています。平成11年3月に策定しました。

●埼玉県広域緑地計画

緑の将来像を「緑とともに暮らす、ゆとり・安らぎ『埼玉』」とし、ふるさと埼玉を象徴する緑を守り、新たな緑を育てていくことにより、緑豊かな埼玉を形成していくために、平成18年3月に策定しました。

(2) 市町村の環境基本計画策定状況及び環境保全に係る条例の制定状況

(平成23年9月1日現在)

市町村名	環境保全の基本的姿勢や方向を示すもの		公害防止・生活環境保全に係るもの		自然環境の保全に係るもの	
	(上段) 条例名称 (下段) 計画名称	制定時期 策定期	条 例 名 称	制定時期	条 例 名 称	制定時期
さいたま市	さいたま市環境基本条例	H13. 5. 1	さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例	H13. 5. 1	さいたま市みどりの条例	H13. 5. 1
	さいたま市環境基本計画	H16. 1 H23. 3改定	さいたま市空き地の環境保全に関する条例 さいたま市風致地区内における建築等の規制に関する条例 さいたま市土砂のたい積等の規制に関する条例 さいたま市環境影響評価条例 さいたま市路上喫煙及び空き缶等のポイ捨ての防止に関する条例 さいたま市生活環境の保全に関する条例	H13. 5. 1 H14. 12. 26 H14. 12. 26 H15. 3. 14 H19. 3. 15 H20. 10. 17		
	川越市良好な環境の保全に関する基本条例	H18. 9. 25	川越市あき地の環境保全に関する条例 川越市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例	S 44. 11. 1 H 7. 6. 27	川越市緑の基金条例 川越市地区計画区域内における建築物の緑化率の最低限度に関する条例	H 2. 3. 26 H21. 3. 25
	川越市環境基本計画 第二次川越市環境基本計画	H10. 3 H19. 3	川越市一般廃棄物処理施設生活環境影響調査結果縦覧等手続き条例 川越市土砂のたい積等の規制に関する条例 川越市路上喫煙の防止に関する条例 川越市廃棄物処理施設設置等紛争の予防及び調整条例 川越市地球温暖化対策条例 川越市地球温暖化対策基金条例	H11. 4. 1 H14. 12. 24 H18. 12. 22 H19. 3. 20 H19. 12. 19 H22. 6. 22		
熊谷市	熊谷市環境基本条例	H17. 10. 1	熊谷市ダイオキシン類排出抑制条例	H17. 10. 1	熊谷市ホタルの保護に関する条例	H18. 12. 27
	熊谷市環境基本計画	H20. 3	熊谷市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 熊谷市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例 熊谷市廃棄物焼却施設の設置等に係る紛争の予防及び調整に関する条例 熊谷市あき地の環境保全に関する条例 熊谷市墓地、埋葬等に関する法律施行条例 熊谷市路上等の喫煙及び吸い殻の散乱の防止に関する条例 熊谷市土砂等のたい積の規制に関する条例 熊谷市ペット飼養の設置の許可等に関する条例	H17. 10. 1 H17. 10. 1 H17. 10. 1 H17. 10. 1 H17. 10. 1 H17. 10. 1 H18. 6. 27 H19. 3. 23 H22. 10. 29		

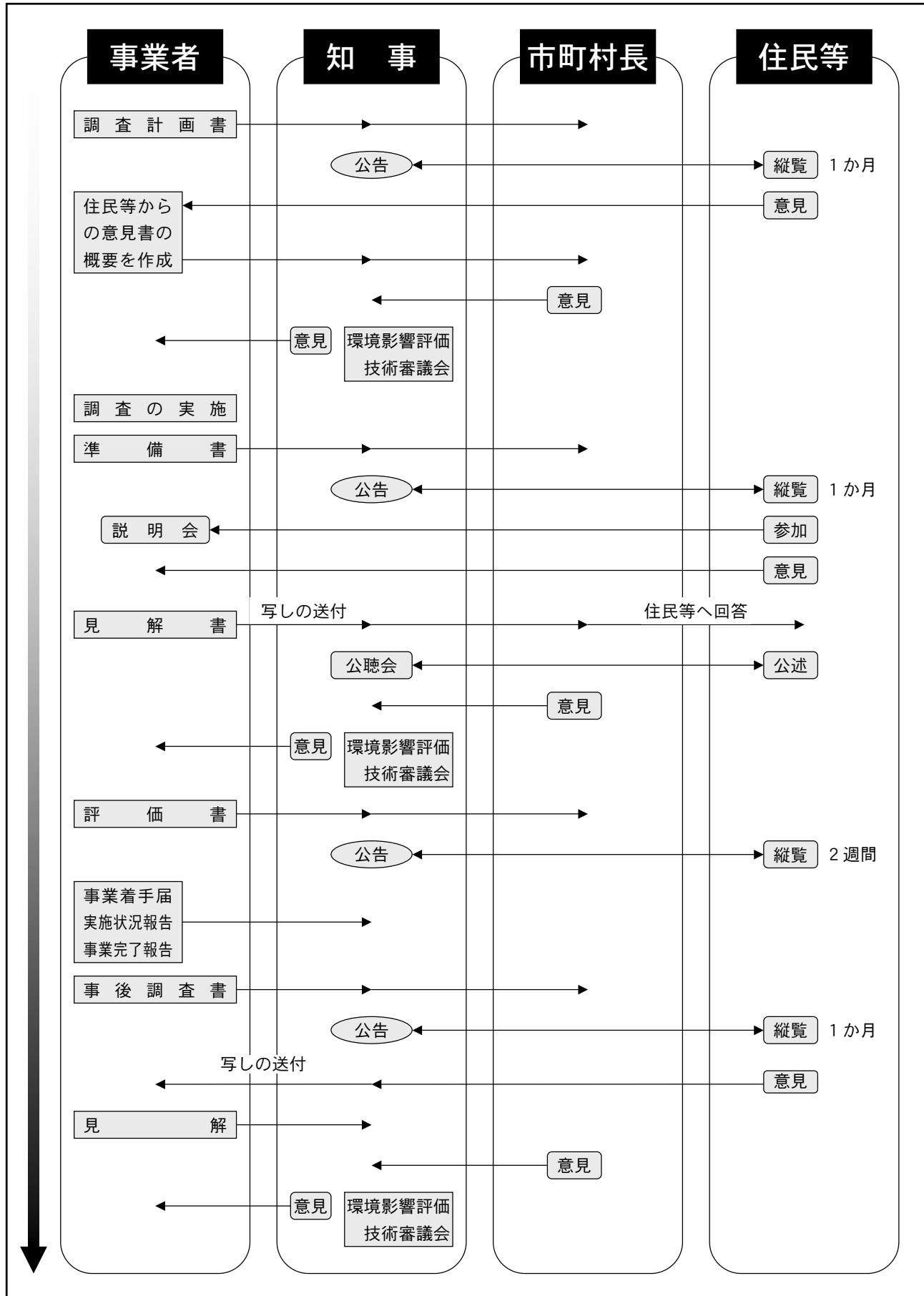
市町村名	環境保全の基本的姿勢や方向を示すもの		公害防止・生活環境保全に係るもの		自然環境の保全に係るもの	
	(上段) 条例名称 (下段) 計画名称	制定時期 策定時期	条 例 名 称	制定時期	条 例 名 称	制定時期
川 口 市	川口市環境基本条例	H10. 9.28	川口市あき地の環境保全に関する条例	S 43. 12. 26	川口市緑のまちづくり推進条例	H11. 12. 21
	川口市環境基本計画 改訂川口市環境基本計画	H13. 3 H20. 3	川口市公害防止資金融資及び利子助成に関する条例 川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 川口市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の総覧等の手続きに関する条例 川口市飲料容器等の散乱の防止に関する条例 川口市路上喫煙の防止等に関する条例 川口市レジ袋の大幅な削減に向けた取組の推進に関する条例	S 45. 4. 1 H 7. 3. 16 H10. 9. 28 H11. 9. 30 H17. 3. 25 H22. 3. 24		
	行田市環境基本条例	H14. 3. 29	行田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	S 47. 3. 30		
	行田市環境基本計画 行田市環境基本計画	H16. 3 H21. 3 改定	行田市あき地の環境保全に関する条例 行田市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例 行田市産業廃棄物処理施設等の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例 行田市路上喫煙及びポイ捨ての防止に関する条例	S 47. 9. 27 H14. 9. 30 H20. 7. 1 H21. 3. 31		
	秩父市環境基本条例	H18. 3. 24	秩父市環境保全条例	H17. 4. 1		
	秩父市環境基本計画	H18. 10	秩父市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 秩父市産業廃棄物処理施設の設置等に係る紛争の予防及び調整に関する条例 秩父市土砂等のたい積の規制に関する条例	H17. 4. 1 H18. 3. 24 H18. 9. 26		
	所沢市環境基本条例 所沢市環境基本計画 第2期所沢市環境基本計画	H 9. 4. 1 H11. 3 H23. 3 改定	所沢市あき地の雑草除去に関する条例 所沢市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 ダイオキシンを少なくし所沢にきれいな空気を取り戻すための条例 所沢市ダイオキシン類等の汚染防止に関する条例 所沢市一般廃棄物処理施設の設置等に係る生活環境影響調査結果の総覧等の手続きに関する条例 所沢市土砂のたい積の規制に関する条例 所沢市歩きたばこ等の防止に関する条例	S 44. 10. 1 H 7. 12. 28 H 9. 4. 1 H11. 3. 26 H11. 12. 28 H15. 7. 1 H18. 3. 27	所沢市緑化推進条例	S 48. 3. 31
飯 能 市	飯能市環境基本条例	H20. 6. 26	飯能市環境保全条例	H 8. 3. 29		
	飯能市環境基本計画	H15. 3 H20. 8 改定				
加 須 市	加須市環境基本条例	H22. 3. 23	加須市環境保全条例 加須市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 加須市ベット靈園等の設置等に関する条例	H22. 3. 23 H22. 3. 23 H22. 3. 23	加須市水と緑と花のまちづくり基金条例	H22. 3. 23
本 庄 市	本庄市環境基本条例	H18. 1. 10	本庄市環境保全条例	H18. 1. 10		
	本庄市環境基本計画	H20. 3	本庄市土砂のたい積の規制に関する条例 本庄市廃棄物の排出の抑制及び適正処理の促進に関する条例 本庄市墓地、埋葬等に関する法律施行条例 本庄市自転車等放置防止条例 本庄市再生資源保管・積替場所設置及び管理に関する条例 本庄市廃棄物の減量及び処理に関する条例 本庄市ベット靈園の設置等の適正化に関する条例 本庄市散骨場の設置等の適正化に関する条例	H18. 1. 10 H18. 1. 10 H18. 1. 10 H18. 1. 10 H18. 1. 10 H18. 1. 10 H19. 12. 28 H21. 3. 27 H22. 3. 31		
	東松山市美しく住みよい環境づくり基本条例	H 8. 12. 18	東松山市あき地の環境保全に関する条例 東松山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	S 48. 3. 24 S 52. 4. 1		
	東松山市環境基本計画	H11. 3. 31	東松山市土砂等による土地の埋立て等及び不法投棄の規制に関する条例	H15. 6. 30		
	春日部市環境基本条例	H19. 3. 20	春日部市あき地の環境保全に関する条例	H17. 10. 1	春日部市緑の保全と緑化の推進に関する条例	H17. 10. 1
	春日部市環境基本計画	H20. 3	春日部市土砂のたい積の規制に関する条例 春日部市廃棄物の処理及び再利用に関する条例 春日部市ベット靈園の設置の許可等に関する条例	H17. 10. 1 H17. 10. 1 H22. 12. 17		
	狭山市環境基本条例 狭山市環境基本計画	H 9. 9. 30 H10. 3 H15. 3 改定	狭山市あき地の環境保全に関する条例 狭山市廃棄物の処理及び再利用に関する条例 狭山市ダイオキシン類の排出の抑制に関する条例 狭山市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の総覧等の手続きに関する条例 狭山市ポイ捨ての防止に関する条例 狭山市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例 狭山市廃棄物焼却炉の設置等の手続きに関する条例 狭山市歩きたばこ等の防止に関する条例	S 44. 12. 27 H 7. 12. 26 H10. 12. 28 H11. 3. 19 H11. 7. 1 H14. 3. 28 H16. 6. 22 H19. 9. 27	狭山市緑化推進及び緑地保全に関する条例	S 47. 9. 29
	羽生市環境基本条例 羽生市環境基本計画 第2次羽生市環境基本計画	H13. 3. 30 H15. 3 H23. 3	羽生市あき地の環境保全に関する条例 羽生市空き缶等の散乱防止に関する条例 羽生市飼い犬ふん便等防止条例 羽生市自転車等の放置防止に関する条例 羽生市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例 羽生市一般廃棄物処理施設の設置等に係る生活環境影響調査結果の総覧等の手続きに関する条例	S 56. 10. 1 H 7. 3. 30 H 7. 3. 30 H 7. 3. 30 H14. 3. 29 H14. 12. 20		
鴻巣市	鴻巣市環境基本条例 鴻巣市環境基本計画	H12. 6. 30 H15. 3 H20. 3 改定	鴻巣市あき地の環境保全に関する条例 鴻巣市路上喫煙及び空き缶等のポイ捨て並びに犬のふんの放置の防止に関する条例	S 45. 4. 20 H19. 10. 1	鴻巣市緑化推進条例	S 53. 3. 30

市町村名	環境保全の基本的姿勢や方向を示すもの		公害防止・生活環境保全に係るもの		自然環境の保全に係るもの	
	(上段) 条例名称 (下段) 計画名称	制定時期 策定時期	条例名称	制定時期	条例名称	制定時期
深谷市	深谷市環境基本条例 深谷市環境基本計画	H18. 1. 1 H20. 3. 31	深谷市ダイオキシン類の排出を抑制する条例 深谷市廃棄物の処理及び再利用に関する条例 深谷市くらしの環境美化条例 深谷市土砂等のたい積の規制に関する条例 深谷市ペット園の設置の許可等に関する条例	H18. 1. 1 H18. 1. 1 H18. 1. 1 H19. 3. 30 H22. 3. 29		
上尾市	上尾市環境基本条例 上尾市環境基本計画 第二次上尾市環境基本計画	H 9. 9. 30 H10. 3. 31 H22. 3	上尾市公害対策審議会条例（～平成6年8月1日） 上尾市あき地の環境保全に関する条例 上尾市自転車駐車場条例 上尾市自転車放置防止条例 上尾駅西口レンタサイクル条例 上尾市環境審議会条例 上尾市廃棄物の処理及び再利用に関する条例 上尾市ポイ捨て等の防止及び環境美化の促進に関する条例 上尾市土砂等のたい積の規制に関する条例 上尾市畜場条例 上尾市墓地等の経営の許可等に関する条例 上尾市ペット園の設置等に関する条例 上尾市路上喫煙の防止に関する条例 上尾市一般廃棄物処理施設建設基金条例 上尾市人と動物との調和のとれた共生に関する条例	S 50 S 52. 12. 26 S 58. 7. 1 S 58. 12. 26 H 5. 12. 27 H 6. 6. 23 H 7. 9. 29 H11. 3. 30 H14. 12. 27 H15. 9. 26 H16. 9. 27 H17. 12. 28 H22. 3. 25 H22. 3. 25 H22. 6. 30	上尾市自然環境保全と緑化推進に関する条例 上尾市みどりの基金条例 上尾市自然学習館条例	S 48. 12. 25 H 2. 3. 29 H11. 9. 30
草加市	草加市環境基本条例 草加市環境基本計画	H12. 3. 28 H12. 3 H17. 3 改定 H22. 3 改定	草加市廃棄物の処理及び再利用に関する条例 草加市あき地の環境保全に関する条例 草加市公害を防止し市民の環境を確保する条例 草加市ポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の防止に関する条例	S 47. 9. 30 S 51. 7. 1 H16. 9. 17 H18. 3. 24	草加市みどりの条例	S 62. 3. 24
越谷市	越谷市環境条例 越谷市環境管理計画	H12. 3. 31 H18. 3. 31	越谷市廃棄物の処理及び再利用に関する条例 越谷市まちをきれいにする条例 越谷市路上喫煙の防止に関する条例	H 5. 3. 24 H12. 3. 31 H19. 12. 25		
蕨市	蕨市環境基本条例 蕨市環境基本計画	H13. 3. 30 H15. 3	蕨市さわやか環境条例 蕨市路上喫煙の防止等に関する条例	H10. 6. 23 H19. 3. 26		
戸田市	戸田市環境基本条例 戸田市環境基本計画	H12. 3. 28 H14. 3 H19. 3. 19	戸田市あき地の環境保全に関する条例 戸田市自転車放置防止条例 戸田市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 戸田市ポイ捨て等及び歩行喫煙をなくす条例 戸田市地球温暖化対策条例	S 49. 12. 29 S 60. 9. 27 H12. 3. 28 H19. 12. 14 H21. 12. 21	戸田市緑化推進条例	S 49. 7. 1
入間市	入間市環境基本条例 入間市環境基本計画	H10. 9. 30 H12. 3. 21	入間市空閑地の環境保全に関する条例 入間市土砂等による土地の埋め立て等の規制に関する条例 入間市産業廃棄物の処理施設の設置等に係る周辺環境の保全に関する条例	S 45. 3. 28 H14. 6. 28 H16. 6. 29	入間市樹林等の保護及び緑化推進に関する条例	S 60. 12. 25
鳩ヶ谷市	鳩ヶ谷市環境基本条例 鳩ヶ谷市環境基本計画	H14. 3. 25 H15. 8	鳩ヶ谷市騒音防止条例 鳩ヶ谷市あき地の環境保全に関する条例 鳩ヶ谷市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 鳩ヶ谷市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きに関する条例 鳩ヶ谷市環境美化条例 鳩ヶ谷市レジ袋の大幅な削減に向けた取組の推進に関する条例	S 30. 10. 10 S 46. 3. 31 S 48. 6. 28 H12. 6. 22 H20. 3. 25 H22. 9. 27		
朝霞市	朝霞市住み良い環境づくり 基本条例 朝霞市環境基本計画	H 8. 9. 30 H14. 3	朝霞市あき地の環境保全に関する条例 朝霞市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例 朝霞市ポイ捨ての防止に関する条例 朝霞市路上喫煙の防止に関する条例	S 44. 12. 25 H10. 12. 24 H12. 3. 21 H18. 3. 28	朝霞市緑化推進条例 朝霞市みどりの基金条例	S 64. 1. 6 H14. 3. 22
志木市	志木市環境基本条例 志木市環境基本計画 第二期志木市環境基本計画	H15. 12. 24 H11. 3 H21. 3	志木市あき地の環境保全に関する条例 志木市廃棄物の減量化、再生利用及び適正処理等に関する条例 志木市ポイ捨て防止に関する条例 志木市路上喫煙防止条例 志木市ペット園の設置の許可等に関する条例	S 45. 9. 21 H11. 3. 3	志木市みどりの条例 志木市自然再生条例	S 51. 3. 23 H13. 10. 1
和光市	和光市環境基本条例 和光市環境基本計画	H15. 3. 25 H15. 5 H20. 3 改定	和光市あき地の環境保全に関する条例 和光市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 和光市空き缶等のポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の防止に関する条例 和光市路上喫煙の防止に関する条例 和光市墓地等の経営の許可等に関する条例 和光市土砂等のたい積の規制に関する条例	S 48. 6. 30 H10. 12. 24 H13. 12. 27 H18. 3. 20 H18. 3. 20 H18. 6. 15	和光市緑の保護及び緑地保全に関する条例	S 49. 3. 25
新座市	新座市環境基本条例 新座市環境基本計画 新座市環境基本計画(見直し) 第2次新座市環境基本計画	H 9. 12. 25 H12. 3. 31 H19. 11. 30 H23. 3. 31	新座市あき地の環境保全に関する条例 新座市飼い犬ふん害防止条例 新座市ダイオキシン類規制条例 新座市ポイ捨ての防止に関する条例 新座市土砂等のたい積の規制に関する条例 新座市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 新座市路上喫煙の防止に関する条例	S 46. 12. 23 H 8. 3. 29 H11. 3. 29 H13. 3. 30 H15. 3. 31 H15. 9. 30 H18. 3. 28	新座市みどりのまちづくり条例	H 3. 3. 29

市町村名	環境保全の基本的姿勢や方向を示すもの		公害防止・生活環境保全に係るもの		自然環境の保全に係るもの	
	(上段) 条例名称 (下段) 計画名称	制定時期 策定時期	条例 名 称	制定時期	条例 名 称	制定時期
桶川市	桶川市環境基本計画	H12. 3	桶川市あき地の環境保全に関する条例 桶川市土砂等のたい積の規制に関する条例 桶川市路上喫煙の防止に関する条例	S47. 11. 1 H16. 10. 1 H20. 4. 1	桶川市みどりの保全及び推進に関する条例	H 4. 4. 1
久喜市			久喜市空き地の環境保全に関する条例 久喜市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例 久喜市空き缶等のポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の防止に関する条例 久喜市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例	H22. 3. 23 H22. 3. 23 H22. 3. 23 H22. 3. 23	久喜市街路樹等の管理及び選定に関する条例 久喜市自然環境の保全に関する条例	H22. 3. 23 H22. 3. 23
北本市	北本市環境基本条例 北本市環境基本計画	H10. 6. 26 H12. 3	北本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 北本市空き地環境保全に関する条例 北本市土砂等のたい積の規制に関する条例 北本市墓地等の経営の許可等に関する条例 北本市ペット園の設置等に関する条例	S47. 6. 23 S49. 6. 20 H17. 6. 30 H18. 3. 31 H18. 3. 31		
八潮市	八潮市環境基本条例 八潮市環境基本計画	H19. 12. 19 H21. 4. 1	あき地等に繁茂した雑草類の除去に関する条例 八潮市公害防止条例 八潮市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例 八潮市放置自転車の発生の防止及び適正な処理に関する条例 八潮市ペット園の設置等に関する条例 八潮市空き缶等のポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の防止に関する条例 八潮市土砂等のたい積及び投棄の規制に関する条例 八潮市墓地等の経営の許可等に関する条例 八潮市屋外広告物条例 八潮市路上喫煙防止条例	S45. 3. 14 S49. 12. 24 H 5. 6. 17 H 7. 3. 24 H14. 9. 25 H16. 9. 28 H16. 12. 24 H18. 3. 22 H19. 3. 23 H21. 8. 12	八潮市緑化推進及び緑の保全に関する条例	H60. 3. 18
富士見市	富士見市環境基本条例 富士見市環境基本計画	H13. 12. 25 H15. 3 H20. 3. 31	富士見市あき地等環境保全条例 富士見市をきれいにする条例	S49. 12. 26 H19. 6. 25	みどりの保護及び緑化の推進に関する条例	S 56. 10. 8
三郷市	三郷市環境基本条例 三郷市環境基本計画	H13. 6. 15 H18. 3	三郷市あき地の環境保全に関する条例 三郷市公害防止条例 三郷市自転車等の放置の防止に関する条例 三郷市ラブホテルの建築規則に関する条例 三郷市空き缶等の散乱防止に関する条例 三郷市墓地等の経営の許可に関する条例 三郷市土砂のたい積の規制に関する条例 三郷市廃棄物の処理及び再利用並びに資源物の持ち去り防止に関する条例	S48. 9. 29 S50. 6. 18 S58. 6. 16 S60. 12. 16 H 9. 3. 21 H17. 3. 29 H17. 6. 16 H21. 3. 23	三郷市みどりの条例 三郷市みどりの基金条例	S 63. 3. 16 H 4. 3. 21
蓮田市	蓮田市環境基本条例 蓮田市環境基本計画	H13. 3. 27 H15. 3	蓮田市空閑地の環境保全に関する条例 蓮田市環境保全条例 蓮田市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	S46. 2. 15 H14. 9. 30 H17. 3. 29		
坂戸市	坂戸市環境基本条例 坂戸市環境基本計画 坂戸市環境基本計画（中間年次改訂版）	H14. 3. 27 H15. 12 H20. 2	坂戸市環境保全条例 坂戸市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	H 9. 12. 18 H13. 3. 30		
幸手市	幸手市環境基本条例 幸手市環境基本計画	H17. 12. 27 H16. 12	幸手市あき地の環境保全に関する条例 幸手市土砂等のたい積の規制に関する条例 幸手市自転車等の放置防止に関する条例 幸手市産業廃棄物処理施設の設置等に係る紛争の予防及び調整に関する条例 幸手市墓地等の経営の許可等に関する条例	S51. 10. 13 H16. 3. 22 H21. 3. 19 H21. 12. 18 H22. 3. 23		
鶴ヶ島市	美しく住みよい鶴ヶ島市の環境づくりの基本を定める条例 鶴ヶ島市環境基本計画	H11. 12. 22 H15. 1	鶴ヶ島市の環境を保全する条例	H11. 12. 22	鶴ヶ島市水土里の基金条例	H21. 3. 26
日高市	日高市環境基本条例	H22. 4. 1	日高市空き地の環境保全に関する条例 日高市環境保全条例	S48. 3. 27 H 9. 9. 30	日高市緑の基金条例	H 4. 3. 19
吉川市	吉川市環境保全指針	H12. 3. 9	吉川市環境保全条例	H10. 3. 23	吉川市みどりの条例	H 4. 3. 24
ふじみ野市	ふじみ野市環境基本条例 ふじみ野市環境基本計画 動計画	H19. 3. 22 H20. 3. 31	ふじみ野市空き地の環境保全に関する条例 ふじみ野市廃棄物の処理及び再利用に関する条例	H17. 10. 1 H20. 12. 19	ふじみ野市みどりの条例	H17. 10. 1
伊奈町	伊奈町環境基本条例 伊奈町環境基本計画	H12. 12. 27 H15. 3	伊奈町あき地の環境保全に関する条例	S47. 1. 10	伊奈町緑の保全及び緑化の推進に関する条例	H11. 3. 31
三芳町	三芳町環境基本計画	H15. 3	三芳町ダイオキシン類排出抑制に関する条例	H11. 3. 18	三芳町みどりの保護育成及び活用に関する条例	H 2. 3. 20
毛呂山町			毛呂山町環境保全条例 毛呂山町土地の埋立て等の規制に関する条例	H 8. 4. 2 H19. 12. 12		
越生町			越生町環境保全条例 越生町土砂のたい積の規制に関する条例	H16. 6. 10 H16. 6. 10		

市町村名	環境保全の基本的姿勢や方向を示すもの		公害防止・生活環境保全に係るもの		自然環境の保全に係るもの	
	(上段) 条例名称 (下段) 計画名称	制定時期 策定時期	条例名称	制定時期	条例名称	制定時期
滑川町			滑川町公災害防止条例 滑川町土砂等による土地の埋立て等及び不法投棄の規制に関する条例 滑川町の環境をよくする条例	S 44. 9. 30 H16. 9. 10 H15. 3. 7		
嵐山町	嵐山町環境基本条例	H23. 6. 10	嵐山町環境保全条例 嵐山町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例 緑と清流・オオムラサキが舞う嵐山町トップ温暖化条例	H 7. 3. 17 H18. 3. 9 H23. 6. 10	嵐山町の緑を豊かにする条例 嵐山町里地里山づくり条例	H 2. 6. 25 H19. 4. 1
小川町	小川町環境基本計画	H14. 10	小川町環境保全条例	H16. 12. 17		
川島町			川島町公害防止条例 川島町あき地等の環境保全に関する条例 川島町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例 川島町産業廃棄物処理施設の設置等に係る周辺環境の保全に関する条例	S 48. 6. 12 S 58. 12. 23 H 7. 9. 25 H18. 3. 22		
吉見町	吉見町環境基本条例 吉見町環境基本計画	H23. 4. 1 H23. 4. 1	吉見町あき地の環境保全に関する条例 吉見町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	S 51. 10. 6 H 6. 3. 10		
鳩山町			鳩山町環境保全条例 鳩山町土砂のたい積の規制に関する条例	H 5. 12. 15 H15. 12. 18		
ときがわ町	ときがわ町環境基本条例 ときがわ町環境基本計画	H19. 3. 15 H20. 3	ときがわ町環境保全条例	H18. 2. 1		
横瀬町			横瀬町土砂等による土地の埋立等の規制に関する条例	H 3. 12. 18		
皆野町			皆野町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	H 3. 12. 17		
長瀬町			長瀬町環境美化の促進に関する条例	S 57. 10. 3		
小鹿野町			小鹿野町生活環境保全条例	H17. 10. 1		
東秩父村			東秩父村埋土及び盛土等規制条例	H 1. 5. 1		
美里町	美里町環境基本条例 美里町環境基本計画	H13. 4. 1 H14. 8	美里町土砂のたい積の規制に関する条例 美里町産業廃棄物処理施設の設置等の紛争予防等に関する条例 美里町環境保全条例	H16. 3. 24 H17. 3. 24 H22. 10. 1		
神川町	神川町環境基本条例 神川町環境基本計画	H18. 1. 1 H19. 1. 17	神川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 神川町産業廃棄物処理施設の設置等の紛争予防等に関する条例	H18. 1. 1 H18. 1. 1		
上里町	上里町環境基本条例 上里町環境基本計画	H13. 3. 12 H15. 3. 31	上里町産業廃棄物処理施設の設置等の紛争予防条例 上里町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	H15. 1. 22 H21. 3. 16		
寄居町	寄居町環境基本条例 寄居町環境基本計画	H14. 12. 24 H17. 3	寄居町廃棄物の減量及び処理に関する条例 寄居町廃棄物処理施設の適正化に関する条例	H10. 6. 26 H14. 12. 24		
宮代町	宮代町環境基本計画	H13. 3	宮代町あき地環境保全条例 宮代町土砂のたい積の規制に関する条例 宮代町きれいなまちづくり条例 宮代町自転車等の放置の防止に関する条例	S 62. 3. 18 H15. 3. 27 H18. 6. 16 H19. 3. 19		
白岡町	白岡町環境基本条例 白岡町環境基本計画	H22. 9. 29 H23. 3	白岡町空き地等の環境保全に関する条例 白岡町公害防止条例	S 47. 3. 25 S 52. 10. 3		
杉戸町	杉戸町環境基本条例 杉戸町環境基本計画 杉戸町環境基本計画（第2期実施計画書）	H15. 3. 28 H15. 3 H20. 3	杉戸町あき地の環境保全に関する条例 杉戸町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 杉戸町自転車の放置防止に関する条例 杉戸町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例 杉戸町墓地、埋葬等に関する条例	S 46. 12. 20 S 50. 10. 1 S 62. 3. 19 H13. 12. 21 H14. 3. 29		
松伏町			松伏町環境保全条例	H12. 3. 15		

(3) 条例による環境影響評価手続フロー



2 大気関係

(1) ばい煙発生施設設置状況

(H23.3.31現在)

大気汚染防止法 (ばい煙)					埼玉県生活環境保全条例 (指定ばい煙)				
項目番号	施設の種類	県	市	計	項目番号	施設の種類	県	市	計
1	ボイラー(小型ボイラーを除く)	1,334	960	2,294	1	焙焼炉及び焼結炉	35	0	35
	小型ボイラー	1,715	602	2,317					
2	ガス発生炉及び加熱炉	1	0	1					
3	焙焼炉及び焼結炉等	2	0	2					
5	金属溶解炉	171	65	236	2	金属溶解炉 (精鍊又は鋳造用)	27	9	36
6	金属加熱炉	127	22	149					
7	石油加熱炉	4	0	4					
	セメント焼成炉	7	0	7	3	焼成炉 (釉薬瓦製造用)	0	0	0
9	窯業用溶融炉	6	0	6					
	その他の焼成炉	19	1	20					
10	反応炉及び直火炉	36	2	38	4	溶解炉 (銅・鉛・亜鉛の精鍊用)	0	0	0
	骨材乾燥炉	35	16	51					
11	その他の乾燥炉	111	18	129					
12	製鋼用等の電気炉	3	2	5	5	溶解炉 (鉛の第二次精鍊用等)	1	0	1
13	廃棄物焼却炉	186	80	266					
14	銅・亜鉛等精鍊用溶解炉	2	3	5	6	溶解炉 (アルミニウムの二次精鍊用)	21	6	27
19	塩化水素反応施設	2	0	2					
	複合肥料反応施設	1	0	1					
21	複合肥料等溶解炉	3	0	3					
24	鉛精鍊用溶解炉	8	3	11					
25	鉛蓄電池製造用溶解炉	17	0	17					
	ガスターイン (常用)	17	7	24					
29	ガスターイン (非常用)	164	185	349					
	ディーゼル機関 (常用)	102	31	133					
30	ディーゼル機関 (非常用)	469	449	918					
	ガス機関 (常用)	51	50	101					
31	ガス機関 (非常用)	1	3	4					
32	ガソリン機関 (常用)	0	2	2					
	施設数計	4,594	2,501	7,095		施設数計	1,083	474	1,557
	(届出事業所数)	1,856	1,121	2,977		(届出事業所数)	1,007	457	1,464
	規制対象施設数合計 8,652								
	(規制対象事業所数 4,047)								

(2) 粉じん発生施設設置状況

(H23.3.31現在)

大気汚染防止法 (一般粉じん)					埼玉県生活環境保全条例 (指定粉じん)				
項目番号	施設の種類	県	市	計	項目番号	施設の種類	県	市	計
1	コークス炉	0	0	0	1	堆積場	94	26	120
					2	コンベア	1,315	301	1,616
2	堆積場	207	59	266	3	破碎機、摩碎機 (鉱物、岩石、セメント)	90	12	102
3	ベルトコンベア	748	118	866	4	破碎機 (コンクリート)	43	19	62
					5	分級機	23	0	23
4	破碎機及び摩碎機	163	18	181	6	ふるい	87	24	111
					7	クリンカクーラー	7	0	7
5	ふるい	114	8	122	8	ホッパー及び バッチャープラント	253	53	306
	施設数計	1,232	203	1,435		施設数計	1,912	435	2,347
	(届出事業所数)	185	81	266		(届出事業所数)	282	105	387
	規制対象施設数合計 3,782								
	(規制対象事業所数 692)								
	※ 特定粉じん発生施設はありません。								

(3) 指定炭化水素類発生施設設置状況 (H23.3.31現在)

埼玉県生活環境保全条例				
項目番号	施設の種類	県	市	計
1	貯蔵用屋外タンク	9	0	9
2	給油用地下タンク	1,517	824	2,341
3	出荷用ローディングアーム	8	0	8
4	ドライクリーニング用乾燥機	150	62	212
5	製造設備	1,471	675	2,146
6	使用施設 ※	104	23	127
施設数 計		3,259	1,584	4,843
(規制対象事業所数 1,087)				

※ 使用施設は事業所数を記載しています。

(4) 撥発性有機化合物排出施設数 (H23.3.31現在)

大気汚染防止法				
項目番号	施設の種類	県	市	計
1	揮発性有機化合物を溶剤として使用する化学製品の製造の用に供する乾燥施設	5	0	5
2	吹付塗装施設	22	1	23
3	塗装の用に供する乾燥施設	37	0	37
4	印刷回路用銅張積層板、粘着テープ若しくは粘着シート、はく離紙又は包装材料の製造に係る接着の用に供する乾燥施設	72	10	82
5	接着の用に供する乾燥施設	34	6	40
6	オフセット輪転印刷の用に供する乾燥施設	33	3	36
7	グラビア印刷の用に供する乾燥施設	66	8	74
8	工業の用に供する揮発性有機化合物による洗浄施設	5	0	5
9	ガソリン、原油、ナフサその他の揮発性有機化合物の貯蔵タンク	0	0	0
施設数 計		274	28	302
(規制対象事業所数 84)				

(5) 有害大気汚染物質規制対象事業所数

(H23.3.31現在)

埼玉県生活環境保全条例				
項目番号	規制対象物質	県	市	計
1	アクリロニトリル	3	4	7
2	エチレンオキシド	4	1	5
3	六価クロム化合物	28	13	41
4	クロロエチレン	0	0	0
5	クロロホルム	10	6	16
6	1,2-ジクロロエタン	2	2	4
7	ジクロロメタン	71	19	90
8	水銀及びその化合物	0	0	0
9	テトラクロロエチレン	13	7	20
合 計				343 103 446

(6) ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設

ア 特定施設設置状況

(ア) 大気基準適用施設設置状況

(H23.3.31現在)

項目番号	施設の種類	施設数			事業所数		
		県	市	計	県	市	計
1	焼結鉱の製造の用に供する焼結炉	0	0	0	0	0	0
2	製鋼用電気炉	3	2	5	3	2	5
3	亜鉛回収施設	0	0	0	0	0	0
4	アルミニウム合金製造施設	48	1	49	11	1	12
5	廃棄物焼却炉	4 t /時以上	32	24	56		
		2 t /時以上～4 t /時未満	76	10	86		
		200kg/時以上～2 t /時未満	86	11	97		
		200kg/時未満	118	25	143		
		小 計	312	70	382	224	48
合 計		363	73	436	238	51	289

(イ) 立入検査数及び行政措置件数

(平成22年度)

立 入 検 査 数	行 政 検 査 数	行政措置件数			
		命 令	行 政 指 導	県	市
412	71	33	25	1	1
				3	1

イ 設置者による測定結果報告状況

(ア) 大気基準適用施設

(平成22年度)

施設の種類	報告施設数		測定結果(最小～最大)(ng-TEQ/m ³ N)		基準値を超えた施設数
	県	市	県	市	
製鋼用電気炉	3	2	0.012～1.8	0	0
アルミニウム合金製造施設	38	1	0.0～0.56	0	0
廃棄物焼却炉	221	58	0.0～7.8	0	0
合計	262	61	—	0	0

(イ) ばいじん及び燃え殻

(平成22年度)

項目	報告施設数		測定結果(最小～最大)(ng-TEQ/g)		基準値を超えた施設数
	県	市	県	市	
ばいじん	209	45	0.0～65	32	1
燃え殻	198	46	0.0～26	2	1
合計	216	55	—	34	2

※1 ばいじん及び燃え殻とともに報告している場合、1施設として計上しているため、合計は一致しない。

※2 市とは、法令等により事務が移譲されているさいたま市、川越市、川口市、所沢市、越谷市を表す。

(7) 埼玉県生活環境保全条例により県が定める粒子状物質排出基準

粒子状物質対策自動車の種別 (車両総重量)	粒子状物質の量の許容限度		測定方法
	平成15年10月1日から	平成18年4月1日から	
1,700キログラム以下	0.08g/km	0.052g/km	10・15モード
1,700キログラム超 2,500キログラム以下	0.09g/km	0.06g/km	10・15モード
2,500キログラム超	0.25g/kWh	0.18g/kWh	ディーゼル自動車用 13モード

(8) 県内の自動車保有台数及び低公害車普及割合の推移

項目	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
登録自動車数	2,827,055	2,795,872	2,763,546	2,698,478	2,667,303
低公害車数	725,262	853,776	973,882	1,070,663	1,194,899
普及割合	25.7%	30.5%	35.2%	39.7%	44.8%

(軽自動車・自動二輪を除く／関東運輸局調べ)

※低公害車 = 天然ガス自動車、電気自動車(燃料電池車を含む)、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車、メタノール自動車、国土交通省が認定する低燃費かつ低排出ガス自動車

(9) 県内の低公害車普及状況の推移

(単位：台)

車種	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
電気自動車	5	5	6	6	6
プラグインハイブリッド車	0	0	0	0	3
天然ガス自動車	1,230	1,460	1,636	1,768	1,825
メタノール自動車	4	3	2	1	1
ハイブリッド自動車	13,682	18,088	22,741	28,317	51,984
次世代自動車	14,921	19,556	24,385	30,092	53,819
低燃費低排出ガス車	710,341	834,220	949,497	1,040,571	1,141,080
合計	725,262	853,776	973,882	1,070,663	1,194,899

(軽自動車・自動二輪を除く／関東運輸局調べ)

(10) 大気の汚染に係る環境基準及びその評価方法

ア 環境基準

物質	環境上の条件	測定方法	告示年月日
二酸化硫黄(SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	溶液導電率法又は紫外線蛍光法※4	昭和48年5月16日
二酸化窒素(NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法※5	昭和53年7月11日
一酸化炭素(CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	非分散型赤外分析計を用いる方法	昭和48年5月8日

物 質	環境上の条件	測 定 方 法	告示年月日
光化学オキシダント※1 (Ox)	1時間値が0.06ppm以下であること。	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法※6	
浮遊粒子状物質※2 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法※7	昭和48年5月8日
微小粒子状物質※3 (PM2.5)	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。	濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法	平成21年9月9日

※1 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレート、その他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

※2 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。

※3 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

※4 平成8年10月25日、紫外線蛍光法が追加された。

※5 平成8年10月25日、オゾンを用いる化学発光法が追加された。

※6 平成8年10月25日、紫外線吸収法及びエチレンを用いる化学発光法が追加された。

※7 昭和56年6月17日、圧電天びん法とベータ線吸収法が追加された。

イ 環境基準の評価方法（要約）

物 質	評 値 方 法	
微小粒子状物質	長期的評価	長期基準（1年平均値）に関する評価は、測定結果の1年平均値を長期基準と比較する。短期基準（1日平均値）に関する評価は、1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低い方から数えて98%目に当たる値を短期基準と比較する。長期基準と短期基準の両方を満足した局について、環境基準が達成されたと評価する。
二酸化窒素	长期的評価 (98%値評価)	1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低い方から数えて98%目に当たる値を環境基準と比較して評価を行う。
二酸化硫黄 一酸化炭素 浮遊粒子状物質	长期的評価 (1日平均値の2%除外値)	1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち高い方から数えて2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値を環境基準と比較して評価を行う。ただし、環境基準を超える日が2日以上連続した場合には、非達成と評価する。
二酸化硫黄 一酸化炭素 浮遊粒子状物質 光化学オキシダント	短期的評価	連続して又は随時に測定結果により、測定を行った日又は時間について環境基準と比較して評価を行う。なお、1日平均値の評価に当たっては、1時間値の欠測（異常値を含む）が1日（24時間）のうち4時間を超える場合には評価の対象としない。

(注) この環境白書では、二酸化硫黄、一酸化炭素及び浮遊粒子状物質については長期的評価で記述している。

(11) 環境基準達成状況

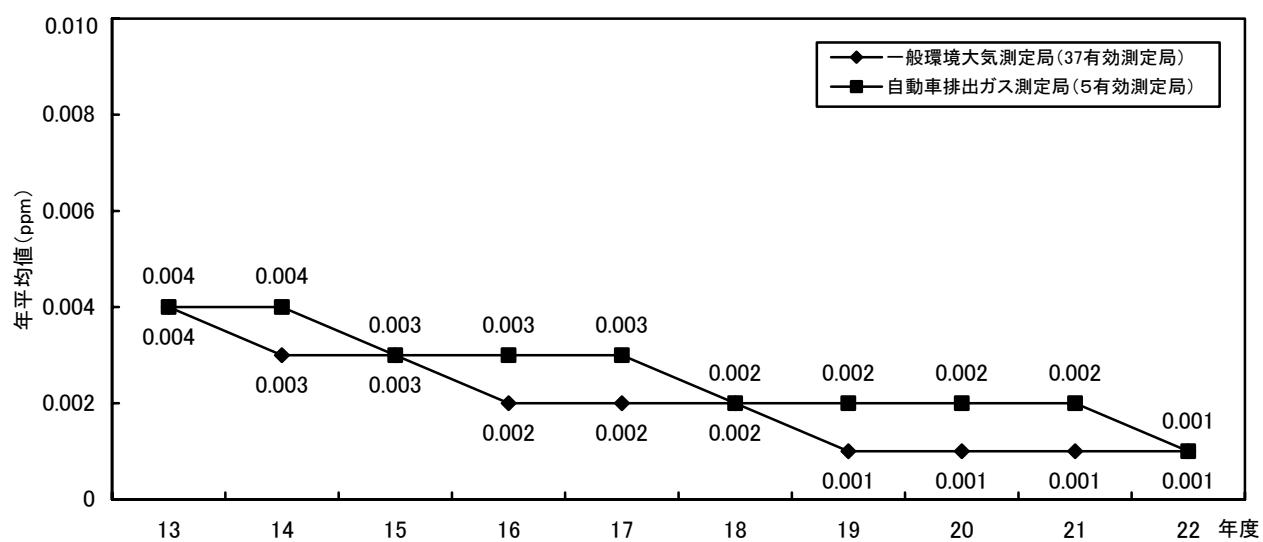
(平成22年度)

物 質	測 定 局	有効局数	達成局数	非達成局数	達成率 (%)
二酸化窒素	一般環境大気測定局	57	57	0	100.0
	自動車排出ガス測定局	28	28	0	100.0
浮遊粒子状物質	一般環境大気測定局	57	57	0	100.0
	自動車排出ガス測定局	25	25	0	100.0
光化学オキシダント	一般環境大気測定局	58	0	58	0.0
二酸化硫黄	一般環境大気測定局	38	38	0	100.0
	自動車排出ガス測定局	5	5	0	100.0
一酸化炭素	一般環境大気測定局	6	6	0	100.0
	自動車排出ガス測定局	12	12	0	100.0

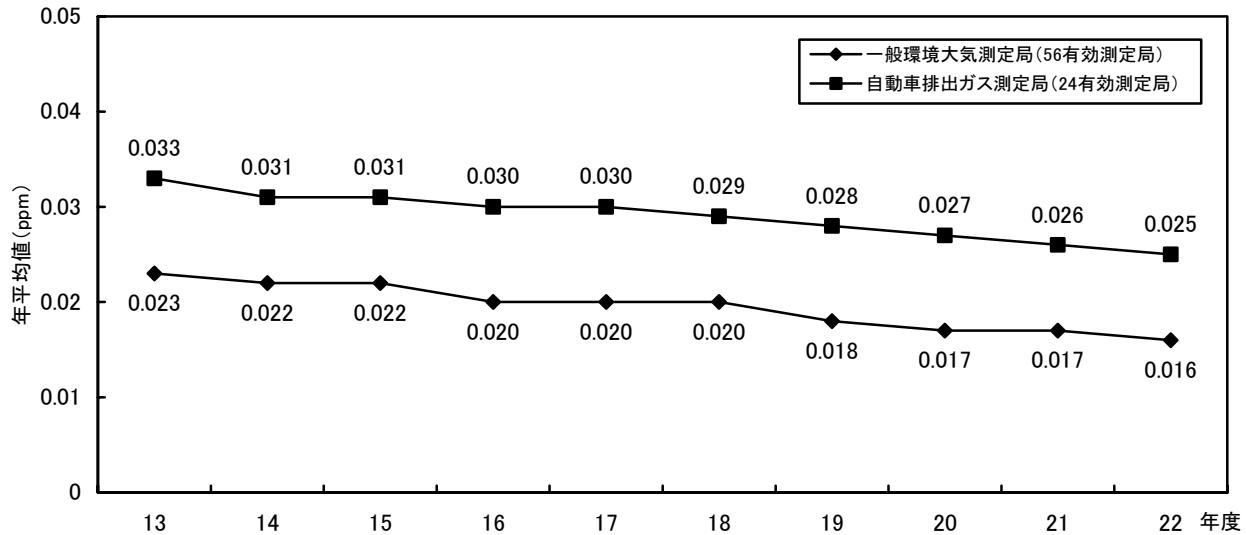
(注) 有効局とは、年間の測定時間が6,000時間以上の測定局をいう。

(13) 各物質の年平均値の推移

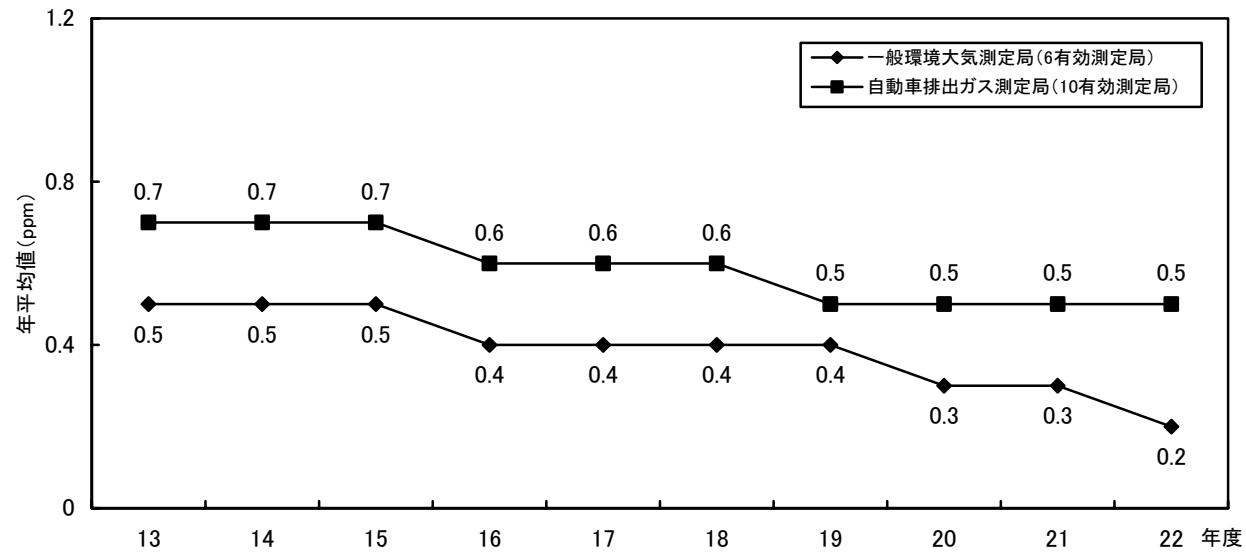
ア 二酸化硫黄濃度の推移



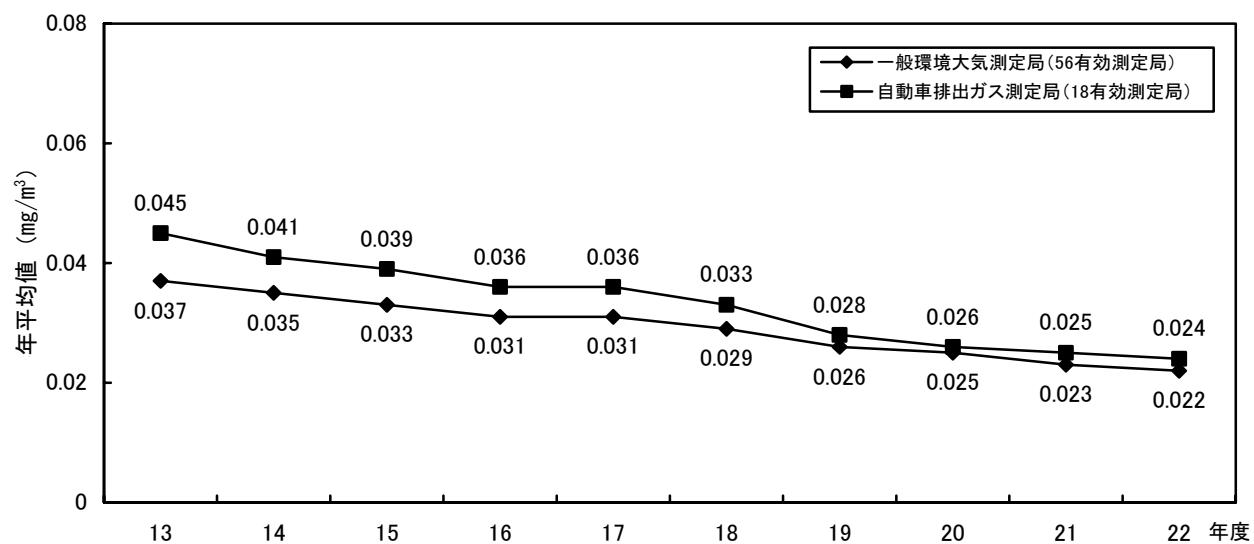
イ 二酸化窒素濃度の推移



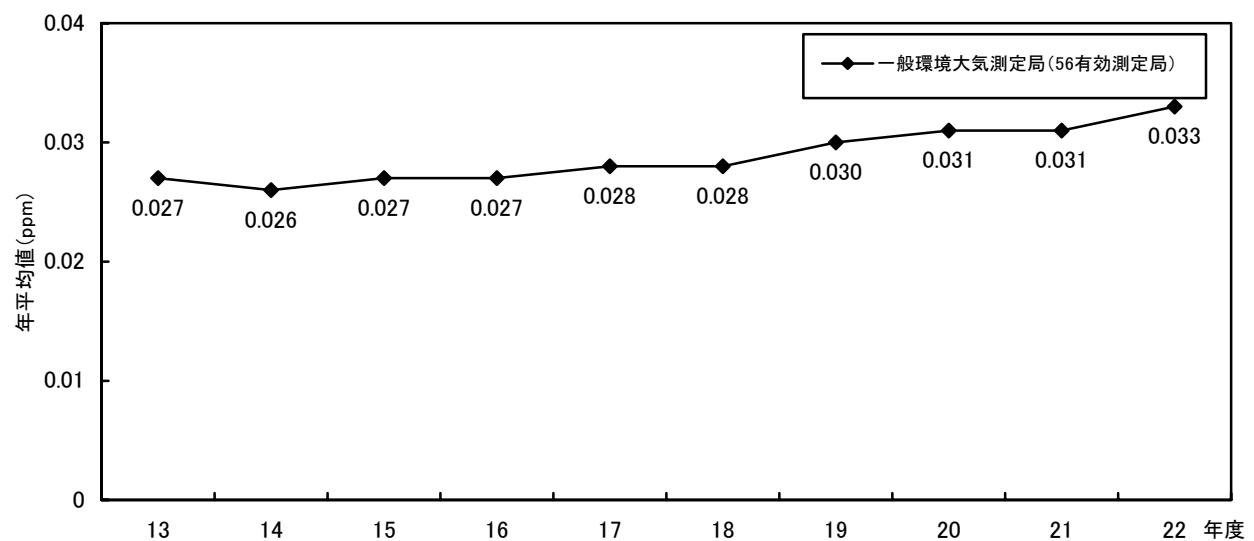
ウ 一酸化炭素濃度の推移



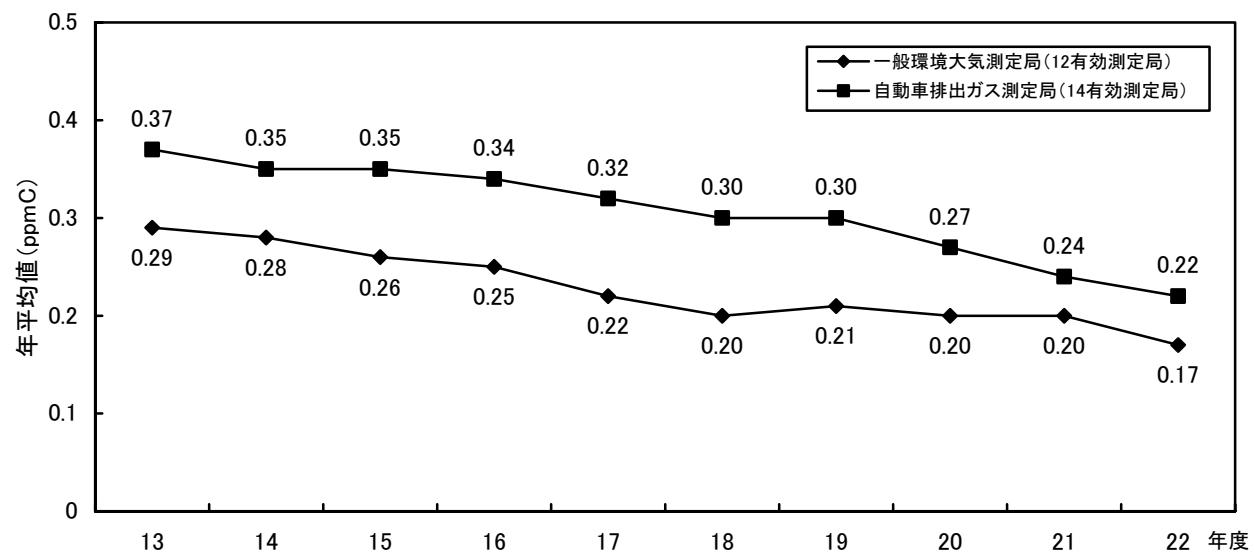
工 浮遊粒子状物質濃度の推移



才 光化学オキシダント濃度の推移



力 非メタン炭化水素濃度の推移



(14) 都道府県別光化学スモッグ注意報（警報）発令日数の推移

(単位：日)

年 都府県	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
山形県				2	1	1			1	
福島県		1							3	1
茨城県	12	13	14	18	13	10	15	5	6	14
栃木県	15	11	8	7	14	8	16	5	7	16
群馬県	6	15	2	15	10	5	8	11	6	12
埼玉県	30	21	19	23	26(1)	16	32	18	14	25
千葉県	23	21(2)	11	28	28	11	17	12	3	15
東京都	23	19	8	18	22	17	17	19	7	20
神奈川県	13	11	6	16	7	14	20	11	4	10
山梨県	13	12	5	5	9	12	15	4	3	11
長野県								1		
新潟県		1					1			
福井県		1		2			1			
富山县		1				9	7	2	2	3
静岡県	6	4	1	5						
愛知県			1		1	2	5	9	9	1
三重県	4			1	2	2				2
岐阜県	4	3		3	1	4	2	4	3	
滋賀県	6	4	2	2	7	6	5	2	6	4
京都府	1	5		3	7	7	10	6	4	11
大阪府	20	11	14	10	10	17	11	7	13	12
兵庫県	5	8	7	6	9	8	4	6	5	2
奈良県	2	5	2	5	7	3		1	1	2
和歌山县	1	1				1	1	1		
岡山县	2	3	1		1	8	6	6	4	9
広島県	5	9	4	13	8	9	6	5	6	7
山口県		4	1	3	1	2	3	4	1	
徳島県	2	1	1	3	1	3	2	1		
香川県			1	1			1		3	3
愛媛県							3	1		
福岡県							4	2	2	
佐賀県							1	1	2	1
長崎県							1		2	
熊本県							1		2	
大分県							1		3	
鹿児島県									1	
合計	193	184(2)	108	189	185(1)	177	220	144	123	182

() 内は警報発令延日数（内数）

(15) 都道府県別光化学スモッグ健康被害届出人数の推移

(単位：人)

年 都府県	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
福島県				140	13				95	
茨城県	3		6		5					33
栃木県			11		16					
群馬県	176	8	3		1		21	20		
埼玉県	466	218	3	883	36	4	3			7
千葉県	46	290	1	71		13	1	3		14
東京都	52	410	12	159	247	2		94		18
神奈川県	1	124	17	4	276	199	4	14	5	26
山梨県	54						352			
新潟県										

年 都府県	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
福井県	9	6			2 9	3	204 771	3	21 733	12
静岡県										
愛知県										
三重県										
岐阜県							3			
京都府	2	1 4		1	3 41					1
大阪府						26	3	82 3		4
兵庫県		38							6	
岡山県										
広島県										
山口県				1			1 513	10 168	6 33 4	8 5
徳島県										
愛媛県										
福岡県										
佐賀県										
長崎県							28 3		1 2	
熊本県									1 3	
大分県										
鹿児島県										
合 計	343	1,347	254	393	1,495	289	1,910	400	910	128

(16) 有害大気汚染物質及びダイオキシン類（大気）の環境基準

物質	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	ダイオキシン類 (大気)
環境上の 条 件	1年平均値が 0.003mg/m ³ 以下 であること	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること		1年平均値が 0.15mg/m ³ 以下で あること	1年平均値が 0.6pg-TEQ/m ³ 以下
測定方法		キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法			ポリウレタンフォームを 装着した採取筒をろ紙後 段に取り付けたエアサン プラーにより採取した試 料を高分解能ガスクロマ トグラフ質量分析計によ り測定する方法
告 示 年 月 日		平成9年2月4日		平成13年4月20日	平成11年12月27日

(17) 有害大気汚染物質及びダイオキシン類（大気）の環境基準達成状況

(平成22年度)

物 質	測定地点数	達成地点数	達成率 (%)
ベ ン ゼ ン	25	25	100
トリクロロエチレン	20	20	100
テトラクロロエチレン	20	20	100
ジ ク ロ ロ メ タ ン	20	20	100
ダ イ オ キ シ ン 類	23	23	100

(18) 有害大気汚染物質モニタリング結果

(平成22年度)

測定物質名	環境基準	単位	一般環境	地点数	固定発生源周辺	地点数	沿道	地点数
ベンゼン	3以下	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.84~1.3	16	1.0	1	1.1~1.6	8
トリクロロエチレン	200以下		0.56~1.5	16	1.7	1	1.1~1.6	3
テトラクロロエチレン	200以下		0.12~0.42	16	0.26	1	0.20~1.2	3
ジクロロメタン	150以下		1.7~11	16	3.4	1	1.9~6.1	3
アクリロニトリル	—		0.028~0.081	16	0.060	1	0.036~0.079	3
塩化ビニルモノマー	—		0.0035~0.017	16	0.022	1	0.012~0.021	3
クロロホルム	—		0.099~0.20	16	0.42	1	0.14~0.20	3
1, 2-ジクロロエタン	—		0.079~0.71	16	0.11	1	0.11	3
1, 3-ブタジエン	—		0.069~0.11	16	0.13	1	0.11~0.20	8
キシレン類	—		1.3~7.6	9	2.7	1	2.6~6.9	7
トルエン	—		8.2~65	9	19	1	10~34	7
アセトアルデヒド	—		1.7~2.7	10	—	—	2.0~2.6	5
ホルムアルデヒド	—		1.4~3.4	10	—	—	2.3~3.3	5
酸化エチレン	—		0.066~0.12	11	—	—	0.15	1
ベンゾ[a]ピレン	—	ng/m^3	0.085~0.12	9	0.15	1	0.12~0.52	6
クロム及びその化合物	—		2.5~7.4	11	2.3	1	—	—
水銀及びその化合物	—		1.7~2.7	11	—	—	—	—
ニッケル化合物	—		2.3~5.7	12	1.6	1	—	—
ヒ素及びその化合物	—		0.65~1.2	12	0.59	1	—	—
ベリリウム及びその化合物	—		0.012~0.081	11	0.020	1	—	—
マンガン及びその化合物	—		17~30	11	13	1	—	—
亜鉛及びその化合物	—		45~73	8	48	1	—	—
バナジウム及びその化合物	—		3.4~4.6	8	2.1	1	—	—
カドミウム及びその化合物	—		0.23~0.32	8	0.17	1	—	—
鉛及びその化合物	—		7.6~11	8	6.4	1	—	—

(19) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく大気常時監視結果

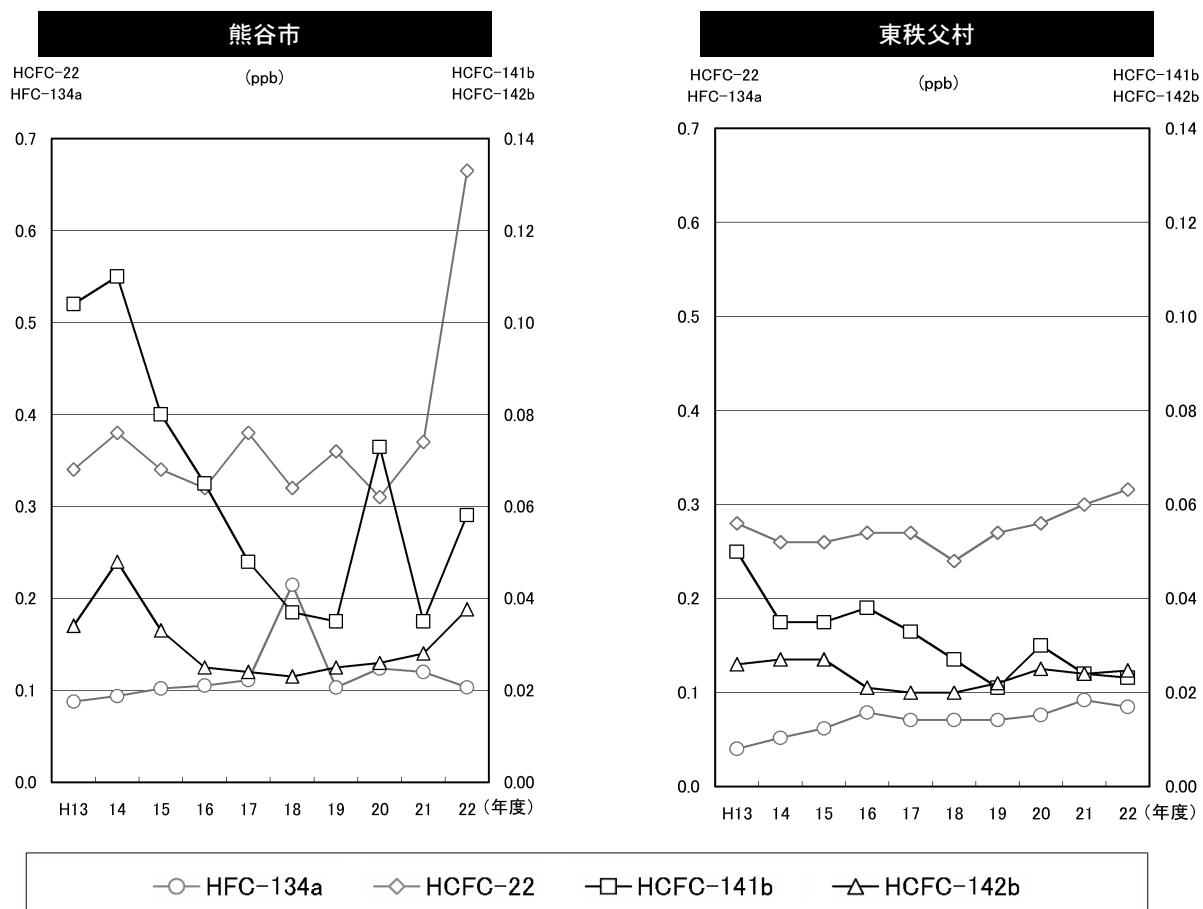
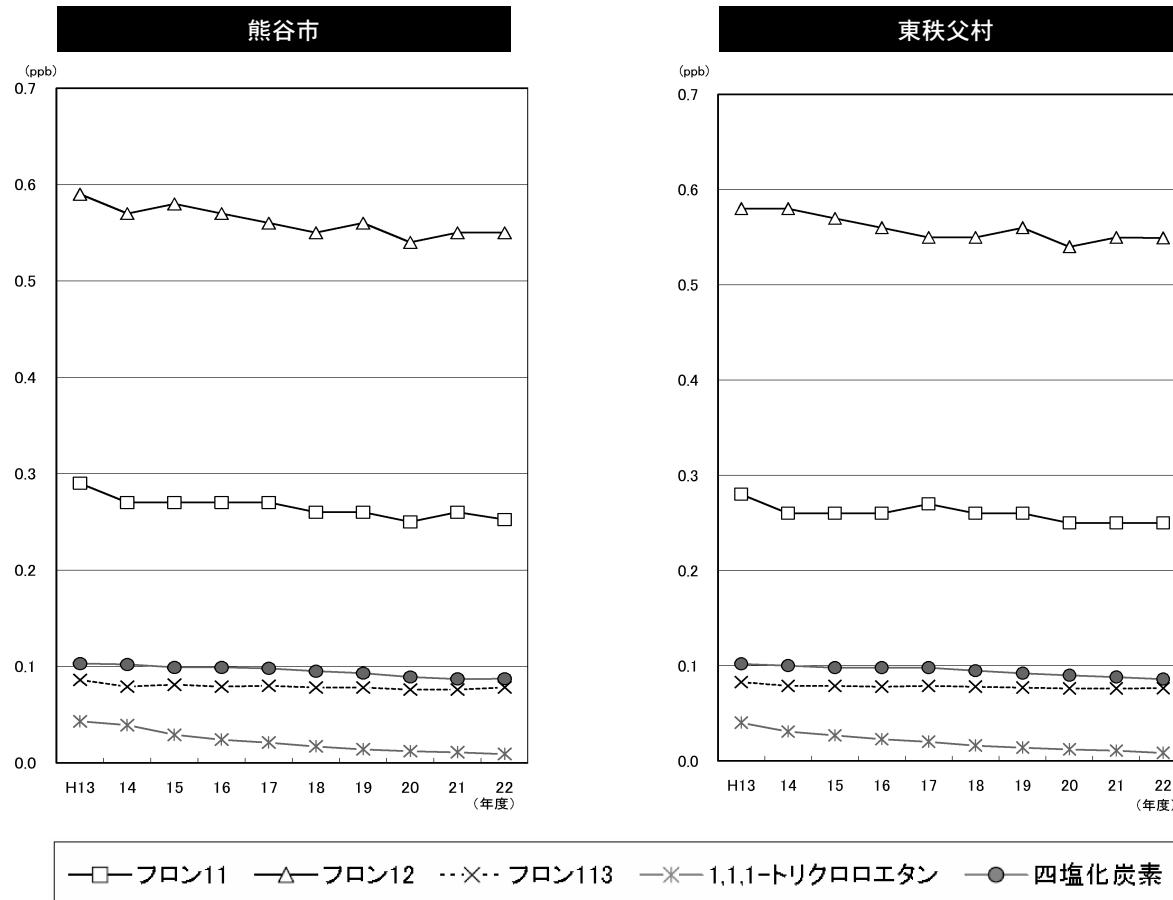
(平成22年度)

地域分類	調査機関	調査地点(測定期間)	調査結果($\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$)				
			第1回 5/19-26	第2回 7/22-29	第3回 10/20-27	第4回 1/13-20	平均値
一般環境	埼玉県(12地点)	八潮局(水道部)	0.035	0.031	0.055	0.072	0.048
		新座局(水道管理センター)	0.024	0.033	0.064	0.056	0.044
		富士見局(市役所)	0.029	0.029	0.076	0.082	0.054
		日高局(高麗川南公民館)	—	0.018	—	0.029	0.024
		久喜局(久喜南中学校)	0.046	0.029	0.049	0.065	0.047
		加須局(礼羽小学校)	0.028	0.024	0.056	0.054	0.041
		鴻巣局(市役所)	0.035	0.024	0.14	0.050	0.062
		東松山局(五領町近隣公園)	0.049	0.024	0.036	0.042	0.038
		小川局(小川高校)	0.026	0.015	0.024	0.023	0.022
		深谷局(桜ヶ丘小学校)	0.037	0.031	0.034	0.033	0.034
		本庄児玉局(児玉児童公園)	0.030	0.017	0.019	0.022	0.022
		秩父局(農林振興センター)	—	0.016	—	0.021	0.019
固定発生源周辺	さいたま市(2地点)	さいたま市大宮局(大宮区役所)	0.032	0.026	0.075	0.065	0.050
		さいたま市役所局	0.057	0.035	0.045	0.069	0.052
	川越市	川越市川越局(川越市宮下町2丁目)	0.030	0.020	0.044	0.051	0.036
	川口市	川口市芝局(樋/爪児童公園)	0.044	0.038	0.061	0.064	0.052
沿道	埼玉県(3地点)	所沢市教育センター	0.021	0.026	0.045	0.055	0.037
		所沢市東所沢	0.039	0.048	0.086	0.10	0.068
		越谷市役所	0.031	0.034	0.055	0.067	0.047

※1 越谷市役所の測定期間は、第3回は10/20-29

※2 三ヶ尻の測定期間は、第2回は7/22-31

(20) 地球環境モニタリング調査結果



3 化学物質関係

(1) 化学物質管理制度

		特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(化学物質管理促進法)	埼玉県生活環境保全条例 (県条例)
対象事業所	業種	製造業等23業種	
	従業員数	21人以上(全社)	
	事業所ごとの年間取扱量等	特定第一種指定化学物質 0.5トン以上 第一種指定化学物質 1トン以上 特別要件施設 ^{(*)2} (量に関係なく届出)	0.5トン以上
対象化学物質 ^{(*)1}	第一種指定化学物質 354物質		特定化学物質 499物質 ○第一種指定化学物質 354 ○第二種指定化学物質 81 ○県独自に定めた物質 64
届出(報告)内容	環境中の排出量、事業所外への移動量		取扱量(使用量、製造量、取り扱う量)
事業者による管理の改善や環境保全への取組	化学物質管理指針に基づく適正管理		特定化学物質管理指針に基づく適正管理 ・適正管理のための手順書の提出 ^{(*)3} ・環境負荷低減主任者の選任

(*) 1 対象化学物質

第一種指定化学物質：人の健康や動植物に有害なおそれがある化学物質のうち、生産量などから環境中に広く存在する化学物質

特定第一種指定化学物質：第一種指定化学物質のうち、人に対して発がん性のある12物質

第二種指定化学物質：人の健康や動植物に有害なおそれがある化学物質のうち、生産量が増加すれば環境中に広く存在すると見込まれる化学物質

県独自に定めた物質：化学物質管理促進法の対象とならなかった物質で、県内の使用量が多いものや、内分泌かく乱作用の疑いのある物質など

(*) 2 特別要件施設：下水道終末処理施設、廃棄物処理施設及びダイオキシン類対策特別措置法に規定する特定施設のこと。

(*) 3 適正管理のための手順書：各事業所における化学物質の適正管理体制や取扱方法などについて整理したもの。

ア 化学物質の排出量・移動量及び取扱量の集計結果(平成21年度データ／平成22年度届出)

事業所から届出された化学物質の排出量等の集計結果は次のとおりです。

埼玉県の届出排出量は、全国第4位と多く、トルエン、キシレンなどの揮発性有機化合物が多いことが特徴です。

なお、化学物質管理促進法と県条例では、届出等の要件が異なるために、件数や取扱量は一致しません。

また、県条例に基づく集計結果については、「さいたま市生活環境の保全に関する条例」に基づく報告データも含んでいます。

(ア) 業種別届出件数・排出量・移動量・取扱量

(単位：トン／年)

業種	化学物質管理促進法			県条例	
	件数	排出量 ^{(*)4}	移動量 ^{(*)5}	件数	取扱量 ^{(*)6}
製造業	745	8,386	7,732	849	386,963
出版・印刷・同関連産業	64	② 1,500	④ 721	67	16,880
化学工業(医薬品製造業、農薬製造業を含む。)	② 175	① 1,503	① 3,043	③ 183	② 200,477
石油製品・石炭製品製造業	5	3	20	6	④ 40,543
プラスチック製品製造業	④ 91	③ 1,259	③ 797	⑤ 95	23,698
鉄鋼業	21	137	⑤ 359	17	10,283
金属製品製造業	③ 119	⑤ 903	② 1,071	④ 134	5,690
電気機械器具製造業	52	122	347	63	③ 49,130
輸送用機械器具製造業	48	④ 1,017	338	63	5,476
石油卸売業	22	4	0	20	⑤ 24,519
燃料小売業	① 630	48	0	① 620	① 255,997
自動車整備業	63	20	118	② 227	922
一般廃棄物処理業(ごみ処分業に限る。)	⑤ 70	1	4	30	516
その他	97	272	212	122	8,370
合計	1,627	8,731	8,066	1,868	677,287

(注) ○数字は、項目ごとの上位5番目までの順位を示す。

(*) 4 排出量：事業所の生産工程などから排ガスや排水などに含まれて環境中に排出された量のことで、埼玉県では大気への排出が全体の97%を占める。

(*) 5 移動量：事業所から排出された廃棄物や下水道に放流された排水の中に含まれている量のことで、埼玉県では廃棄物に含まれての移動が全体の99%を占める。

(*) 6 取扱量：使用量(事業所において事業活動に伴い使用した量)、製造量(事業所において製造した量)、取り扱う量(事業者は使用せず、卸売り、小売り等をするために、事業所において貯蔵所や貯蔵容器に移し替える等して取り扱う量)の合計で、排出量や移動量の基礎になる量のこと。

(イ) 物質別届出件数・排出量・移動量・取扱量

(単位:トン/年 ダイオキシン類のみ g-TEQ/年)

物 質 名	化学物質管理促進法				県 条 例	
	件 数	排 出 量	移 動 量	件 数	取 扱 量	
アセトニトリル	16	4	③ 469	21	1,271	
エチルベンゼン	③ 679	④ 337	195	③ 699	⑤ 31,612	
キシレン	② 884	② 892	④ 446	② 919	② 112,830	
ジクロロメタン(別名塩化メチレン)	143	③ 581	213	89	1,653	
ヘキサメチレンテトラミン	8	86	② 512	10	787	
トリクロロエチレン	109	⑤ 199	59	53	287	
1, 3, 5-トリメチルベンゼン	⑤ 566	58	25	④ 576	4,022	
トルエン	① 910	① 6,013	① 3,555	① 920	① 240,966	
鉛及びその化合物	117	1	175	62	③ 37,056	
フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	60	19	⑤ 392	63	13,735	
ベンゼン	④ 640	10	1	⑤ 565	9,855	
ダイオキシン類	164	(4.07)	(74.2)	-	-	
塩化水素(塩酸を含む)	-	-	-	182	8,275	
硝酸	-	-	-	111	9,655	
メタノール	-	-	-	205	18,988	
メチルエチルケトン(別名MEK)	-	-	-	179	31,416	
硫酸(三酸化硫黄を含む)	-	-	-	230	④ 33,563	

(注)○数字は、項目ごとの上位5番目までの順位を示す。

表中、塩化水素以下は化学物質管理促進法の対象外物質(県条例規則で定める物質のうち取扱量上位5物質まで表示)

(ウ) 大気への排出量(上位5物質)

(単位:トン/年)

順 位	物 質 名	届出排出量	
		(大気への排出量 に占める割合%)	
1	トルエン	6,011	(71.0)
2	キシレン	892	(10.5)
3	ジクロロメタン(別名塩化メチレン)	581	(6.9)
4	エチルベンゼン	337	(4.0)
5	トリクロロエチレン	199	(2.4)

(エ) 公用用水域への排出量(上位5物質)

(単位:トン/年)

順 位	物 質 名	届出排出量	
		(公用用水域への排出 量に占める割合%)	
1	ほう素及びその化合物	95	(35.4)
2	ふつ化水素及びその水溶性塩	88	(32.8)
3	マンガン及びその化合物	34	(12.7)
4	亜鉛の水溶性化合物	24	(9.0)
5	銅水溶性塩(錯塩を除く)	7	(2.6)

イ 化学物質管理促進法に基づく届出以外の化学物質の排出量推計結果(平成21年度データ/平成22年度届出)

届出によって把握される排出量の他に、対象業種でも届出対象とならない事業者や、建設業などのように対象でない事業者、自動車や二輪車などの移動体や家庭などからの排出があります。国は、これらからの排出量を都道府県別に推計し、集計しています。

(ア) 総排出量(届出排出量+届出外排出量)

(単位:トン/年)

届出排出量	届 出 外 排 出 量					総 排 出 量
	対 象 業 種	非対象業種	家 庭	移 動 体	届 出 外 計	
8,731 (44.8%)	2,376 (12.2%)	2,142 (11.0%)	2,718 (13.9%)	3,518 (18.1%)	10,754 (55.2%)	19,485 (100%)

(イ) 移動体からの排出量

(上位5物質)(単位:トン/年)

(ウ) 家庭からの排出量(上位5物質)

(単位:トン/年)

順位	物 質 名	排 出 量
1	トルエン	1,349
2	キシレン	796
3	ベンゼン	385
4	ホルムアルデヒド	334
5	エチルベンゼン	212

順位	物 質 名	製品の例	排 出 量
1	ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル	台所用合成洗剤、化粧品	1,117
2	p-ジクロロベンゼン	防虫剤、消臭剤	637
3	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	洗濯用合成洗剤	541
4	2-アミノエタノール	合成洗剤の中和剤	67
5	クロロジフルオロメタン(別名 HFC-22)	断熱材の発泡剤、空調機器の冷媒	43

(2) 化学物質環境モニタリング調査（平成22年度）

工業団地周辺での環境リスクを把握するため、モニタリング調査を実施しています。

ア 調査地域

川越工業団地周辺（川越市）

イ 調査内容

調査地点：工業団地を囲む9地点及び工業団地の影響を受けにくいと考えられる1地点（対照地点）

調査方法：各調査地点において大気を年4回採取し、分析しました。

ウ 調査結果（平均値）

（単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）

調査地点名 調査対象物質	環境基準	川越工業団地									
		北	北東	東	南東	南	南西	西	北西	追加	対照
トルエン	—	32	12	12	19	23	95	30	11	14	10
キシレン	—	3.7	2.3	2.3	2.8	2.9	2.6	2.8	2.4	3.2	1.8
エチルベンゼン	—	3.5	2.1	2.1	2.5	2.7	2.5	2.7	2.1	3.2	1.5
テトラクロロエチレン	200以下	0.25	0.24	0.23	0.26	1.6	0.39	0.24	0.22	0.27	0.21
ベンゼン	3以下	1.0	1.1	1.0	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.0	1.0
1, 3-ブタジエン	—	0.10	0.12	0.11	0.11	0.11	0.11	0.10	0.13	0.11	0.11
四塩化炭素	—	0.55	0.56	0.55	0.56	0.56	0.54	0.55	0.56	0.55	0.56

(3) 大気中石綿濃度調査結果一覧（平成22年度）

No.	測定地域種別	市町村名	測定場所	総繊維数濃度（本／リットル）		
				夏季調査 8/18~8/28	冬季調査 12/6~12/18	年平均
1	住宅地域	熊谷市	熊谷市久下公民館	0.16	0.15	0.16
2	住宅地域	秩父市	秩父市文化体育センター	0.37	0.17	0.27
3	住宅地域	飯能市	飯能市役所	0.22	0.11	0.17
4	住宅地域	本庄市	本庄市児玉総合支所	0.24	0.12	0.18
5	住宅地域	春日部市	春日部市役所	0.39	0.31	0.35
6	住宅地域	羽生市	羽生市役所	0.48	0.23	0.36
7	住宅地域	深谷市	深谷市幡羅公民館	0.23	0.17	0.20
8	住宅地域	鶴ヶ島市	鶴ヶ島市北公民館	0.25	0.13	0.19
9	住宅地域	小川町	小川町総合福祉センター	0.45	0.20	0.33
10	住宅地域	久喜市	久喜市鷺宮東コミュニティセンター	0.46	0.22	0.34
11	道路沿線地域	草加市	草加市花栗自排局	0.35	0.40	0.38
12	道路沿線地域	戸田市	戸田美女木自排局	0.54	0.53	0.54
13	道路沿線地域	入間市	国設入間自排局	0.47	0.21	0.34
14	その他の地域	上尾市	上尾市北部浄水場	0.38	0.28	0.33
15	その他の地域	久喜市	久喜菖蒲公園	0.42	0.22	0.32
16	その他の地域	八潮市	西袋排水機場	0.31	0.27	0.29
17	その他の地域	三芳町	三芳町清掃工場	0.52	0.45	0.49
18	その他の地域	滑川町	滑川町文化スポーツセンター	0.33	0.13	0.23
19	その他の地域	吉見町	吉見町越中公園	0.43	0.34	0.39
20	その他の地域	加須市	埼玉県環境科学国際センター	0.35	0.27	0.31

※ 1地域ごとに2か所、連続する3日間で試料採取を実施（1地域ごとに2か所×3日間=6検体）。

※ 1地域の平均値は6検体の数値の幾何（相乗）平均値。

(4) ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設

ア 特定施設設置状況

(ア) 水質基準対象施設

(H23. 3. 31現在)

番号	施 設 の 種 類	施 設 数			事業場数				
		県	市	計	県	市	計		
1	硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	0	0	0	0	0	0		
2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	0	1	1	0	1	1		
3	硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0		
4	アルミナ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0		
5	担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0		
6	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	0	0	0	0	0	0		
7	カプロラクタムの製造の用に供する硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0		
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0		
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0		
10	2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0		
11	ジオキサンバイオレットの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設、ジオキサンバイオレット洗浄施設、熱風乾燥施設	0	0	0	0	0	0		
12	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	1	0	1	1	0	1		
13	亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	0	0	0	0	0	0		
14	担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうちろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設	50	0	50	4	0	4		
15	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの	廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	133	18	151	58	10	68	
		灰の貯留施設	38	11	49	19	8	27	
		小 計	171	29	200	77	18	95	
16	廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設	0	0	0	0	0	0		
17	フロン類の破壊の用に供する施設のうちプラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	6	0	6	3	0	3		
18	下水道終末処理施設	10	0	10	10	0	10		
19	水質基準対象施設(下水道終末処理施設を除く)を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	0	0	0	0	0	0		
合 計				238	30	268	95	19	114

事業場数は、複数の特定施設を有する場合、最も事業内容を反映する施設区分で集計した。

(イ) 立入検査数及び行政措置件数

(平成22年度)

	立入検査数		行政検査数		行 政 措 置 件 数			
					命 令		行 政 指 導	
	県	市	県	市	県	市	県	市
水質基準対象施設	121	4	6	1	0	0	0	0

イ 設置者による測定結果報告

(ア) 水質基準適用事業場

(平成22年度)

特 定 施 設	報 告 事 業 場 数		測定結果(pg-TEQ/ℓ) (最小～最大)	基 準 値 を 超 え た 事 業 場 数	
	県	市		県	市
廃棄物焼却炉に係る施設	4	6	0.00013～0.80	0	0
フロン類の破壊施設	2	0	0.000063～0.00034	0	0
下水道終末処理施設	10	0	0.00026～0.0084	0	0
合 計	16	6	—	0	0

(イ) 水質基準適用事業場に適用される基準値(抜粋)

特 定 施 設	排出基準(pg-TEQ/ℓ)
カーバイド法アセチレンの製造に供するアセチレン洗浄施設	10
アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	
担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうち、ろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設	
廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設	
フロン類の破壊の用に供する施設のうち、プラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	
下水道終末処理施設	

県内に所在する特定施設に係るもののみを記載した。

(5) 土壤の汚染に係る環境基準

項 目	環 境 上 の 条 件
カドミウム	検液 1ℓ につき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米 1kgにつき0.4mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1ℓ につき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液 1ℓ につき0.05mg以下であること。
砒素	検液 1ℓ につき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壤 1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液 1ℓ につき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壤 1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液 1ℓ につき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液 1ℓ につき0.002mg以下であること。
1, 2-ジクロロエタン	検液 1ℓ につき0.004mg以下であること。
1, 1-ジクロロエチレン	検液 1ℓ につき0.02mg以下であること。
シス-1, 2-ジクロロエチレン	検液 1ℓ につき0.04mg以下であること。
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液 1ℓ につき 1 mg以下であること。
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液 1ℓ につき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1ℓ につき0.03mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1ℓ につき0.01mg以下であること。
1, 3-ジクロロプロパン	検液 1ℓ につき0.002mg以下であること。
チウラム	検液 1ℓ につき0.006mg以下であること。
シマジン	検液 1ℓ につき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液 1ℓ につき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液 1ℓ につき0.01mg以下であること。
セレン	検液 1ℓ につき0.01mg以下であること。
ふつ素	検液 1ℓ につき0.8mg以下であること。
ほう素	検液 1ℓ につき 1 mg以下であること。

備考

- 1 検液とは、土壤を10倍量の水と混合して振とうすることによって、汚染物質を溶出させた液。
- 2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふつ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壤が地下水表面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1ℓ につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び 1 mgを超えていない場合には、それぞれ検液 1ℓ につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び 3 mgとする。
- 3 「検液中に検出されないこと」とは、平成3年8月環境庁告示第46号別表中「測定方法」の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 4 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び E P N をいう。

(6) 特定有害物質及び要措置区域又は形質変更時要届出区域の指定に係る土壤の汚染状態の基準
(土壤汚染対策法)

特定有害物質の種類		土壤溶出量基準	土壤含有量基準
第一種特定有害物質	四塩化炭素	0.002mg/ℓ 以下	
	1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ 以下	
	1, 1-ジクロロエチレン	0.02mg/ℓ 以下	
	シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ 以下	
	1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ 以下	
	ジクロロメタン	0.02mg/ℓ 以下	
	テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ 以下	
	1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/ℓ 以下	
	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ 以下	
	トリクロロエチレン	0.03mg/ℓ 以下	
第二種特定有害物質	ベンゼン	0.01mg/ℓ 以下	
	カドミウム及びその化合物	0.01mg/ℓ 以下	150mg/kg以下
	六価クロム化合物	0.05mg/ℓ 以下	250mg/kg以下
	シアノ化合物	検出されないこと	(遊離シアノ) 50mg/kg以下
	水銀及びその化合物	(総水銀) 0.0005mg/ℓ 以下 (アルキル水銀) 検出されないこと	15mg/kg以下
	セレン及びその化合物	0.01mg/ℓ 以下	150mg/kg以下
	鉛及びその化合物	0.01mg/ℓ 以下	150mg/kg以下
	砒素及びその化合物	0.01mg/ℓ 以下	150mg/kg以下
	ふつ素及びその化合物	0.8mg/ℓ 以下	4,000mg/kg以下
第三種特定有害物質	ほう素及びその化合物	1mg/ℓ 以下	4,000mg/kg以下
	シマジン	0.003mg/ℓ 以下	
	チオベンカツブ	0.02mg/ℓ 以下	
	チウラム	0.006mg/ℓ 以下	
	P C B	検出されないこと	
有機りん化合物	検出されないこと		

備考

- 土壤溶出量基準は25の特定有害物質すべてについて、土壤含有量基準は「第二種特定有害物質」の9物質に限り定められている。
- 土壤溶出量基準は、(5)土壤の汚染に係る環境基準の表の「環境上の条件」の欄の検液中濃度に係る値と同じ値になっている。
- 埼玉県生活環境保全条例に基づく土壤の汚染に係る基準は、溶出量基準と同じであるが、含有量基準は設定されていない。

(7) 農用地の土壤汚染状況調査の分析測定結果

調査年度		調査地点の分析測定結果											
		土 壤 中 (乾物)								玄 米 中 (現物)			
		銅 (基準値125mg/kg)				砒素 (基準値15mg/kg)				カドミウム (基準値 1 mg/kg)			
		最高	最低	平均	調査地点	最高	最低	平均	調査地点	最高	最低	平均	調査地点
一巡回	(54~57) 全県	32.3	0.1	11.3	90	11.8	tr	1.9	90	0.37	0.02	0.11	46
二巡回	(59~62) 全県	23.6	0.1	9.0	90	5.3	tr	1.4	90	0.30	nd	0.09	48
三巡回	(元~4) 全県	21.6	0.3	9.3	90	8.0	tr	1.8	90	0.38	tr	0.09	46
四巡回	(6~9) 全県	28.7	0.2	9.4	87	13.1	tr	2.2	87	0.30	tr	0.06	31
五巡回	(11~14) 全県	30.8	0.1	11.2	180	11.3	0.1	2.0	180	0.28	tr	0.09	50
六巡回	(16~19) 全県	21.5	tr	8.9	180	6.4	0.1	1.7	180	0.31	tr	0.06	47
七巡回	(21~22) 全県	21.7	0.3	10.6	79	7.9	0.1	2.1	79	0.22	tr	0.04	20

(注) 県農林総合研究センター（旧県農業試験場）の分析測定結果で、昭和58年、63年、平成5年、10年、15年、20年は各調査巡の取りまとめ年である。

nd : 検出限界以下 tr : 極微量検出

(8) 公共用水域の水質汚濁に係る環境基準

人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/ℓ 以下※	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ 以下
全シアン	検出されないこと。	トリクロロエチレン	0.03mg/ℓ 以下
鉛	0.01mg/ℓ 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ 以下
六価クロム	0.05mg/ℓ 以下	1,3-ジクロロプロパン	0.002mg/ℓ 以下
砒素	0.01mg/ℓ 以下	チウラム	0.006mg/ℓ 以下
総水銀	0.0005mg/ℓ 以下	シマジン	0.003mg/ℓ 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/ℓ 以下
P C B	検出されないこと。	ベンゼン	0.01mg/ℓ 以下
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ 以下	セレン	0.01mg/ℓ 以下
四塩化炭素	0.002mg/ℓ 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ 以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ 以下	ふつ素	0.8mg/ℓ 以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1mg/ℓ 以下	ほう素	1mg/ℓ 以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ 以下	1, 4-ジオキサン	0.05mg/ℓ 以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/ℓ 以下		
達成期間		該当水域	
直ちに達成され、維持されるように努めるものとする。		全公共用水域	

備考

1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2 「検出されないこと」とは、昭和46年12月28日環境庁告示第59号別表1測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

※ カドミウムの環境基準は、平成23年10月27日に改正された。(旧基準値: 0.01mg/ℓ 以下)

(9) 公共用水域における健康項目の環境基準非達成の状況

河川名	地点名 (所在地)	項目名	総検体数	基準値超過検体数	最大値	平均値	環境基準値
鴨川	中土手橋 (さいたま市)	1, 2-ジクロロエタン	6	1	0.049 mg/ℓ (12)	0.0085 mg/ℓ (2.1)	0.004mg/ℓ
福川	昭和橋 (熊谷市)	1, 4-ジオキサン	2	1	0.12 mg/ℓ (2.4)	0.063 mg/ℓ (1.3)	0.05mg/ℓ
元小山川	県道本庄妻沼線交差点 (本庄市)	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	12	8	26 mg/ℓ (2.6)	12 mg/ℓ (1.2)	10mg/ℓ

※()内は基準値の何倍かを示す。

(10) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/ℓ 以下※	1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/ℓ 以下
全シアン	検出されないこと。	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ 以下
鉛	0.01mg/ℓ 以下	トリクロロエチレン	0.03mg/ℓ 以下
六価クロム	0.05mg/ℓ 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ 以下
砒素	0.01mg/ℓ 以下	1, 3-ジクロロプロパン	0.002mg/ℓ 以下
総水銀	0.0005mg/ℓ 以下	チウラム	0.006mg/ℓ 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	シマジン	0.003mg/ℓ 以下
P C B	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/ℓ 以下
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ 以下	ベンゼン	0.01mg/ℓ 以下
四塩化炭素	0.002mg/ℓ 以下	セレン	0.01mg/ℓ 以下
塩化ビニルモノマー	0.002mg/ℓ 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ 以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ 以下	ふつ素	0.8mg/ℓ 以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1mg/ℓ 以下	ほう素	1mg/ℓ 以下
1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ 以下	1, 4-ジオキサン	0.05mg/ℓ 以下

備考

1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2 「検出されないこと」とは、平成9年3月環境庁告示第10号別表の「測定方法」の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

※ カドミウムの環境基準は、平成23年10月27日に改正された。(旧基準値: 0.01mg/ℓ 以下)

(11) 地下水水質概況調査結果

ア 項目別検出状況

(平成22年度)

項目	調査戸数	基準超過本数	基準適合率(%)
カドミウム	145	0	100.0
全シアン	145	0	100.0
鉛	145	0	100.0
六価クロム	145	0	100.0
砒素	145	6	95.9
総水銀	145	0	100.0
アルキル水銀	14	0	100.0
P C B	145	0	100.0
ジクロロメタン	145	0	100.0
四塩化炭素	145	0	100.0
塩化ビニルモノマー	31	0	100.0
1, 2-ジクロロエタン	145	0	100.0
1, 1-ジクロロエチレン	145	0	100.0
1, 2-ジクロロエチレン	131	0	100.0
1, 1, 1-トリクロロエタン	145	0	100.0
1, 1, 2-トリクロロエタン	145	0	100.0
トリクロロエチレン	145	1	99.3
テトラクロロエチレン	145	0	100.0
1, 3-ジクロロプロペン	145	0	100.0
チラム	145	0	100.0
シマジン	145	0	100.0
チオベンカルブ	145	0	100.0
ベンゼン	145	0	100.0
セレン	145	0	100.0
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	145	12	91.7
ふつ素	140	0	100.0
ほう素	140	0	100.0
1, 4-ジオキサン	31	0	100.0

イ 環境基準超過地点

(平成22年度)

項目	地點	濃度(mg/l)	基準値(mg/l)
砒素	6 地点	0.012~0.058	0.01 以下
トリクロロエチレン	1 地点	0.16	0.03 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	12 地点	11~36	10 以下

ウ 調査地点数及び環境基準適合割合の推移

年度	調査市町村数	調査地点数 (戸数)	環境基準適合地点数 (戸数)	環境基準適合地点数 の割合(%)
18	61	173	153	88.4
19	55	146	127	87.0
20	58	147	126	85.7
21	56	145	134	92.4
22	55	145	126	86.9

(12) ダイオキシン類に係る環境基準

水質	土壤	河川底質
年間平均値が 1 pg-TEQ/l 以下	1,000 pg-TEQ/g 以下	150 pg-TEQ/g 以下

(13) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく常時監視結果（平成22年度）

ア 公共用水域（河川水・河川底質）

No.	河川名	調査地点	備考	採取日	調査結果		調査機関	
					河川水 [pg-TEQ/ℓ]			
					測定値	年平均値		
1	荒川	笹目橋	基	H22.10.8	0.099	0.099	0.26	
3		治水橋	基	H22.10.8	0.099	0.099	1.7	
6		久下橋	基	H22.10.8	0.071	0.071	0.22	
9		中津川合流点前	基	H22.11.22	0.059	0.059	0.23	
10	芝川	八丁橋	基	H22.11.8	0.55	0.37	11	
				H23.1.17	0.19		—	
11		境橋		H22.11.8	0.29	0.24	1.9	
				H23.1.17	0.18		—	
12	新芝川	山王橋	基	H22.10.6	0.97	0.79	4.8	
				H23.1.5	0.61		—	
18	鴨川	中土手橋	基	H22.11.8	0.37	0.27	1.8	
				H23.1.17	0.17		—	
22	入間川	初雁橋		H22.10.19	0.041	0.041	0.21	
37	成木川	成木大橋	基	H22.10.28	0.048	0.048	0.40	
39	市野川	天神橋	基	H22.12.1	0.10	0.10	0.81	
43	横瀬川	原谷橋	基	H22.11.22	0.065	0.065	0.22	
45	中川	潮止橋		H22.5.18	1.8	0.98	—	
				H22.8.12	1.2		—	
				H22.11.8	0.47		—	
				H22.12.7	0.45		—	
48		豊橋	基	H22.11.9	0.75	0.75	2.2	
52	綾瀬川	内匠橋	基	H22.5.18	1.2	1.0	—	
				H22.8.12	1.6		—	
				H22.11.8	0.36		1.9	
				H22.12.7	0.99		—	
53		手代橋		H22.5.18	2.8	1.5	—	
				H22.8.12	1.8		—	
				H22.11.8	0.93		—	
				H22.12.7	0.60		—	
54		槐戸橋		H22.5.18	2.3	1.2	—	
				H22.8.12	1.5		—	
				H22.11.8	0.45		—	
				H22.12.7	0.61		—	
55		駿橋	基	H22.11.8	0.80	0.50	4.0	
				H23.1.17	0.19		—	
56	伝右川	伝右橋		H22.4.9	0.66	0.74	—	
				H22.7.29	1.1		—	
				H22.11.8	0.47		110	
				H23.1.5	0.72		—	
57	古綾瀬川	綾瀬川合流点前	基	H22.4.9	0.46	0.70	—	
				H22.7.29	1.0		—	
				H22.11.8	0.51		72	
				H23.1.5	0.82		—	
60	元荒川	中島橋	基	H22.11.8	0.53	0.53	1.5	
64	新方川	昭和橋	基	H22.4.9	0.59	0.90	—	
				H22.7.29	2.1		—	
				H22.11.8	0.45		37	
				H23.1.5	0.46		—	
65	大落吉利根川	ふれあい橋	基	H22.11.8	1.9	1.9	3.8	
69	新河岸川	いろは橋	基	H22.11.9	0.23	0.23	9.2	
70		旭橋		H22.10.19	0.21	0.21	1.6	
							川越市	

No.	河川名	調査地点	備考	採取日	調査結果			調査機関	
					河川水 [pg-TEQ/ℓ]		河川底質 [pg-TEQ/ℓ]		
					測定値	年平均値			
72	黒目川	東橋	基	H22.11.9	0.088	0.088	3.1	埼玉県	
77	不老川	不老橋	基	H22.10.19	0.046	0.046	0.46	川越市	
83	利根川	坂東大橋	基	H22.10.8	0.096	0.096	0.21	国土交通省	
89	小山川	一の橋	基	H22.12.1	0.088	0.088	2.2	埼玉県	
92	元小山川	県道本庄妻沼線交差点	基	H22.12.1	0.44	0.44	—	埼玉県	
A	荒川	彩湖(荒川貯水池)		H22.10.8	0.081	0.081	16	国土交通省	
B	古綾瀬川	松江新橋		H22.4.9	1.7	1.0	—	埼玉県	
				H22.7.29	1.5		—		
				H22.11.8	0.58		110		
				H23.1.5	0.32		—		
C		弁天橋		H22.4.9	1.1	1.3	—		
				H22.7.29	2.6		—		
				H22.11.8	0.88		92		
				H23.1.5	0.43		—		
D	綾瀬川	佐藤橋		H22.4.9	0.94	0.99	—	埼玉県	
E				H22.7.29	1.9		—		
F				H22.11.8	0.88		—		
G				H23.1.5	0.24		—		
H	不老川	金井沢橋		H23.1.28	0.067	0.067	2.8	所沢市	
I	柳瀬川	清柳橋		H22.11.8	0.060	0.060	0.60		
J	綾瀬川	綾瀬川橋		H22.4.9	0.71	1.2	—	越谷市	
				H22.7.29	3.1		—		
				H22.11.8	0.77		2.6		
				H23.1.5	0.39		—		

注1) No. 欄の数字は、平成22年度公共用水域水質測定計画の測定地点番号、アルファベットは、同測定計画にない地点を示しています。

注2) 備考欄の「基」は、環境基準点であることを示しています。

イ 地下水

・調査機関：県

No.	調査地点		採取日	調査結果 [pg-TEQ/ℓ]
1	熊谷市	妻沼	H22.11.2	0.015
2	熊谷市	出来島	H22.11.2	0.016
3	加須市	大越	H22.11.1	0.016
4	春日部市	倉常	H22.11.2	0.015
5	羽生市	大沼	H22.11.1	0.017
6	鴻巣市	三町免	H22.11.1	0.014
7	北本市	朝日	H22.11.1	0.017
8	三郷市	上彦名	H22.11.2	0.016
9	小川町	木呂子	H22.10.26	0.017
10	鳩山町	石坂	H22.11.5	0.017

・調査機関：市

No.	調査地点		採取日	調査結果 [pg-TEQ/ℓ]
1	さいたま市	見沼区堀崎町地内	H22.9.28	0.062
2	川越市	木野目	H22.10.19	0.011
3	川口市	神根	H22.5.26	0.02
4	越谷市	南荻島地区内	H22.12.15	0.017

ウ 土壤

(ア) 一般環境把握調査（調査機関：市町）

No.	調査地點		採取日	調査結果 [pg-TEQ/ℓ]
1	さいたま市	八島公園	H22. 10. 13	11
2		三崎公園	H22. 10. 13	13
3		江川第二公園	H22. 10. 13	4.8
4		和土住宅公園	H22. 10. 13	30
5	川越市	若宮公園	H22. 7. 9	6.1
6		松郷公園	H22. 7. 9	18
7		上久保公園	H22. 7. 9	8.9
8		上松原児童遊園	H22. 7. 9	5.5
9	川口市	前川第2公園	H22. 12. 17	0.0011
10		江戸袋第3公園	H22. 12. 17	2.1
11		在家公園	H22. 12. 17	36
12	行田市	南河原幼稚北公園	H22. 8. 19	18
13		砂原公園	H22. 8. 19	6.3
14		地域文化センター	H22. 8. 19	1.1
15	飯能市	精明小学校	H22. 11. 30	2.4
16		加治小学校	H22. 11. 30	0.35
17		飯能市立第2区保育所	H22. 11. 30	2.4
18		南高麗中学校	H22. 11. 30	3.7
19		名栗あすなろ会館	H22. 11. 30	0.67
20	本庄市	金屋保育所	H22. 11. 25	1.6
21	羽生市	岩瀬小学校	H22. 9. 6	0.13
22		手子林小学校	H22. 9. 6	0.000032
23		三田ヶ谷小学校	H22. 9. 6	4.6
24		新郷第一小学校	H22. 9. 6	0.032
25	戸田市	戸田市役所	H23. 1. 18	12
26	朝霞市	栄町保育園	H22. 7. 22	4.3
27		朝志ヶ丘緑地	H22. 7. 22	34
28		膝折第三児童遊園地	H22. 7. 22	0.024
29		あかね公園	H22. 7. 22	0.05
30	三郷市	花和田公園	H22. 10. 12	3.9
31		長戸呂ちびっこ広場	H22. 10. 12	2.3
32	坂戸市	勝呂公民館	H22. 8. 26	14
33		入西公民館	H22. 8. 26	22
34	鶴ヶ島市	鶴ヶ島市西公民館	H23. 1. 13	1.6
35	ふじみ野市	元福小学校	H23. 1. 28	2.0
36		さぎの森小学校	H23. 1. 28	0.18
37		福岡中学校	H23. 1. 28	2.3
38		大井中学校	H23. 1. 28	0.32
39	嵐山町	菅谷中学校	H22. 8. 4	0.96
40	ときがわ町	明覚小学校	H22. 8. 23	0.0003
41		五明地域運動場	H22. 8. 23	10

(イ) 発生源周辺状況把握調査（調査機関：県）

No.	調査地點		採取日	調査結果 [pg-TEQ/kg]
1	狭山市	青柳付近河川	H23. 2. 10	21
2		つつじ苑北公園	H23. 2. 10	5.3
3		江丸橋公園	H23. 2. 10	9.7
4		愛宕神社	H23. 2. 10	94
5		新狭山ハイツ3号公園	H23. 2. 10	8.4